

## 1. 平成23年第2回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成23年3月4日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 平成23年度施政方針について
- 日程4 議案第3号 専決処分した事件の承認について（平成22年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））
- 日程5 議案第4号 郡上市公平委員会委員の選任同意について
- 日程6 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程7 議案第6号 郡上市名誉市民条例の制定について
- 日程8 議案第7号 郡上市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第8号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第10号 郡上市景観条例の全部を改正する条例について
- 日程12 議案第11号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第12号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第13号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第14号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第15号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第16号 郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第17号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第18号 郡上八幡楽藝館（旧林療院）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第19号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第20号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について

- 日程22 議案第21号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程23 議案第22号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程24 議案第23号 平成22年度郡上市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程25 議案第24号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程26 議案第25号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程27 議案第26号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程28 議案第27号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程29 議案第28号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程30 議案第29号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について
- 日程31 議案第30号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程32 議案第31号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程33 議案第32号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程34 議案第33号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程35 議案第34号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程36 議案第35号 平成22年度郡上市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程37 議案第36号 平成22年度郡上市病院事業等会計補正予算（第3号）について
- 日程38 議案第37号 平成23年度郡上市一般会計予算について
- 日程39 議案第38号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程40 議案第39号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程41 議案第40号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程42 議案第41号 平成23年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程43 議案第42号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程44 議案第43号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程45 議案第44号 平成23年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程46 議案第45号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程47 議案第46号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程48 議案第47号 平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程49 議案第48号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程50 議案第49号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程51 議案第50号 平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について

- 日程52 議案第51号 平成23年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程53 議案第52号 平成23年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
- 日程54 議案第53号 平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程55 議案第54号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程56 議案第55号 平成23年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程57 議案第56号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程58 議案第57号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程59 議案第58号 平成23年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程60 議案第59号 平成23年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程61 議案第60号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程62 議案第61号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程63 議案第62号 財産の無償譲渡について（牧集会所）
- 日程64 議案第63号 財産の無償譲渡について（下古道地区多目的集会所）
- 日程65 議案第64号 財産の無償譲渡について（美並根村集会所）
- 日程66 議案第65号 財産の無償譲渡について（美並深戸転作技術研修センター）
- 日程67 議案第66号 財産の無償譲渡について（中西区民センター敷地）
- 日程68 報告第2号 郡上市国民保護計画の変更について
- 日程69 報告第3号 平成23年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画について
- 日程70 報告第4号 専決処分報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程71 議選任第1号 郡上市北農業委員会委員の推薦について
- 日程72 議選任第2号 郡上市南農業委員会委員の推薦について
- 日程73 議報告第1号 諸般の報告について（例月出納検査結果〔平成22年10月・11月・12月分  
一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計〕）
- 日程74 議報告第2号 諸般の報告について（定期監査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	田中康久	2番	森喜人
4番	野田龍雄	5番	鷲見馨
6番	山下明	7番	山田忠平

8番	村瀬 弥治郎	9番	古川 文雄
10番	清水 正照	11番	上田 謙市
12番	武藤 忠樹	13番	尾村 忠雄
14番	渡辺 友三	15番	清水 敏夫
16番	川嶋 稔	17番	池田 喜八郎
18番	森藤 雅毅	19番	美谷添 生
20番	田中 和幸	21番	金子 智孝

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

3番 田代 はつ江

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	鈴木 俊幸
教育長	青木 修	市長公室長	田中 義久
総務部長	山田 訓男	市民環境部長	大林 茂夫
健康福祉部長	布田 孝文	農林水産部長	服部 正光
商工観光部長	蓑島 由実	建設部長	井上 保彦
水道部長	木下 好弘	教育次長	常平 毅
会計管理者	山下 正則	消防長	川島 和美
郡上市民病院 事務局長	猪島 敦	国保白鳥病院 事務局長	日置 良一
郡上偕楽園長	牛丸 寛司	郡上市 代表監査委員	齋藤 仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場 康晴	議会事務局 議会総務課長	羽田野 利郎
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合 保隆		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。議員の皆様には、大変御多用のところ御出席いただき、ありがとうございました。

また、日置市長を初め、執行部のほうも全員御出席をいただいております。

それでは、ただいまより平成23年第2回郡上市議会定例会を開会をいたします。

本定例会の議案は66件、報告5件であります。どうか御協力のほどをよろしく願いをいたします。

広報掲載のため、また、報道関係の写真撮影の申し出がありましたので、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は3番、田代はつ江君であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には10番 清水正照君、11番 上田謙市君を指名をいたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（池田喜八郎君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月25日の議会運営委員会において協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日3月4日より3月25日までの22日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月4日から3月25日までの22日間と決定をいたしました。

会期日程については、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多忙のところ御出席いただき、まことにありがとうございました。

## ◎平成23年度施政方針について

○議長（池田喜八郎君） 日程3、平成23年度の施政方針についてを議題といたします。

日置市長、お願いをいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。それでは、平成23年第2回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつ並びに提出議案の説明等をさせていただきたいと思っております。

本日は、平成23年第2回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考え方と新年度予算の編成方針、また、この予算案に盛り込みました主要施設や主要事業、さらには、条例改正等の各議案の概要につきまして御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

まず、市政運営の基本的方針についてであります。

現下の国内外の政治・経済・社会の情勢を概観いたしますと、いずれも先行き不透明で、ともすれば全般的に手詰まり感や閉塞感に圧倒されそうな気持ちになりがちであります。しかし、こういふときにこそ、私たちは、郡上というふるさとの大地にしっかりと根を張って、みんなで力を合わせて将来への活路を切り開いていきたいものだと考えております。

その意味で、市政運営の基本的な方針につきましては、これまでも申し上げてまいりましたが、引き続き「安全、安心、活力、希望」を基本理念とし、それに加えて市民自治の推進による「ふるさと再生・コミュニティの活性化」に積極的に取り組んでいく所存であります。

平成22年度において、総合計画審議会を初め、市民の皆様のお提案や御意見を伺いながら、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とする「郡上市総合計画後期基本計画」を策定すべく、ただいま作業を進めてまいっております。現在、その大詰めの検討をいたしているところでございます。新年度は、その後期基本計画のスタートの年でもあります。昨年の10月に行われました国勢調査の速報結果にも見られますように、5年間で約3,000人減少という急速な人口減少や高齢化が進む中であって、「だれもが地域に愛着と誇りを持ち、安心して元気で暮らし続けられる郡上」を目指して、計画に掲げる諸施策を実現するために市民の皆様とともに取り組みを進めてまいります。

行政組織につきましては、職員定数の計画的な削減を進めている中、将来の姿を見据えながら、段階的な部課等の再編・統合を進めてまいります。新年度は市民環境部を廃部して、市民課の機能は総務部へ、環境課の機能については水道部を名称変更した「環境水道部」へ移行をいたします。また、地域ごとの特色ある振興策を推進し、政策推進の機動性を高めるため、六つの振興事務所長及び総務部内に新たに設置する八幡振興統括を次長級の職に位置づけます。

財政面においては、現在、国会において、まさに新年度予算の審議中であり、特に、予算関連法

案については、その成否が極めて流動的ではありますが、政府案では、平成23年度の地方交付税総額が増額をされました。このことを受けて、本市の新年度の地方交付税も若干の増額を見込むことができました。しかしながら、この交付税の増額が特例措置であること、地方交付税の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債の総枠が大きく減少したこと、さらには、本市においては、合併支援措置終了後の地方交付税の大幅な減額が予定されていることなどを考慮すると、今後とも厳しい状況が見込まれます。よって、引き続き財政の健全化を最重要課題として取り組んでまいります。

次に、予算編成についてであります。ただいまも申し上げましたけれども、厳しい財政状況のもとでの国の予算編成作業が進む中で、どうなるか心配をしておりましたが、幸いにして地方交付税総額が、前年度比で2.8%、4,799億円増額され、17兆3,734億円が確保されたため、郡上市の歳入の柱でもある地方交付税も若干の増額を見込むことができました。

しかしながら、合併支援措置の段階的縮減が始まる平成26年度以降は普通交付税が減少し、平成31年度には、人口の減少分も含めると30億円以上が減少する見込みでございます。

一方、歳出では、公債費のピークは過ぎたものの、ここ数年は高い水準で推移するほか、高齢者、障がい者福祉などの社会福祉費の大幅な増加と学校施設の耐震化及び改築費の増大などに加え、国民健康保険特別会計における医療給付費の急増による繰出金の増など、市財政は極めて厳しい状況にあります。

また、平成21年度の実質公債費比率は21.7%であり、依然として高い水準にあるため、起債発行額の抑制と繰上償還を柱とした「公債費負担適正化計画」に沿った財政運営を行っております。こうした状況から、今後も、先ほども申し上げましたが、財政の健全化を最重要課題として、行政改革に取り組んでいく必要がございます。

平成23年度の予算編成におきましては、前年度に引き続き公債費負担適正化計画で示した起債、これは、臨時財政対策債を除く通常債でありますけれども、その発行額28億円以内を堅持しつつ、1番目に、「安全、安心の郡上づくり」、2番目に、「活力、希望のある郡上づくり」、3番目に、「ふるさと再生・コミュニティの活性化」4番目として、「身の丈に合った財政規模への取り組み」、5番目として「雇用対策」、この五つを予算編成の柱と位置づけをいたしました。さらに、知恵と工夫で、そのための特段の予算を用いずに市民サービスを提供するなど、「ゼロ予算事業」にも引き続き積極的に取り組むことといたしました。

こうした柱によって編成をした結果、一般会計の性質別歳出で申し上げますと、普通建設事業に前年度対比21.2%増の55億835万円、扶助費に3.6%増の28億5,564万円、人件費に2.1%減の47億2,551万円、公債費に2.2%減の58億7,471万円、物件費に1.0%減の39億3,775万円を計上いたしました。

一方、一般会計の歳入で見ますと、人口減少に伴う納税義務者の減等により、個人市民税が730万円の減額、一方、企業収益の回復傾向により法人市民税が1億3,605万円の増額、固定資産税は償却資産の投資鈍化等により1,058万円の減額となりましたが、市税全体では49億4,702万円を計上し、8,005万円の増額となりました。普通交付税については、国において「地域活性化・雇用等対策費」に1兆2,000億円が計上されたことや、また反面、平成22年10月1日に実施された国勢調査による本市の人口減による減少分、そして、公債費の算入増分を勘案し、前年対比で1億4,000万円増の123億3,000万円を計上いたしました。

しかしながら、特別交付税については、制度改正、これは、特別交付税の総額を地方交付税総額の従来の6%分から新年度は5%分に変更、最終的には4%分に変更しようとするものでございますが、この制度改正に伴い、前年度より9,000万円減の5億3,400万円の計上といたしました結果、交付税全体では128億6,400万円で、5,000万円の増となりました。臨時財政対策債を除いた市債、いわゆる通常債でございますが、27億5,000万円を計上し、先ほどから申し上げております公債費負担適正化計画の28億円以内を堅持をいたしました。また、国の地方交付税特別会計の財源不足を補うために各自治体が発行いたします臨時財政対策債でございますけれども、国の総枠の減少に伴い、前年対比3億9,000万円減の11億1,000万円を計上いたしました。

以上のような財源見通しの結果、平成23年度の当初予算は、学校建設に伴う事業費増の財源不足を補うために、3億6,100万円を公共施設整備基金から、また、国民健康保険特別会計の医療給付費急増に伴う財源不足を補うために1億1,869万円を財政調整基金から繰り入れを行うことなどにより編成することができました。

このような方針に基づきまして編成した平成23年度の予算規模は、一般会計で288億1,100万円、特別会計で148億4,728万9,000円、企業会計が49億4,935万9,000円、合計486億764万8,000円となり、平成22年度当初予算に比べまして、一般会計は1.1%の増、特別会計は0.6%の減、企業会計は3.4%の増となっております。

続きまして、予算編成方針で申し上げました五つの柱と重要施策につきまして、項目ごとに順次内容を御説明申し上げます。

まず、最初に一つ目の柱であります「安全、安心の郡上づくり」についてであります。

一般廃棄物の処理に関する事業では、郡上クリーンセンター施設の修繕事業費2億円、環境衛生センター施設の修繕事業費5,107万円、北部クリーンセンター施設の修繕事業費2,563万円などを計上し、施設の適切な維持管理に努めます。また、ごみの排出が少ない世帯や高齢者世帯などで使用できるよう、20リットル容量のこれまでよりも小さいゴミ袋を作成いたします。ごみの減量化や不法投棄防止対策等にも引き続き取り組んでまいります。

旧可燃物焼却場の中部清掃センターは、その取り壊しが課題となっており、平成22年度には解体



の事前調査を実施したところであります。新年度には、今後、この事業が国の交付金の対象事業として事業実施ができるよう、跡地の利用計画と循環型社会形成推進地域計画を策定するため、調査計画策定費として150万円を計上いたしました。また、地球温暖化防止策の一環としてカーボン・オフセット調査研究事業16万円を行います。こうした環境対策推進事業にあわせて12億4,868万円を計上いたしました。

消防・防災対策につきましては、自主防災組織の充実のための研修会の開催や毛布等の備蓄を初め、消防ポンプ自動車や防火水槽の整備など消防施設の整備に9,811万円、安心安全メールの配信177万円、IP音声告知放送システムの更新2億4,186万円などを実施いたします。

住宅用火災警報器については、本年6月からすべての住宅において設置が義務化されるため、その普及に努めます。また、現在のアナログ方式の消防救急無線をデジタル方式に移行するための調査設計費832万円を計上いたしました。これらいわゆる防災体制の充実に5億8,471万円を計上いたしました。

次に、昨年度から取り組みを開始いたしました自殺予防対策につきましては、新たに相談支援員を1名配置するとともに、市民講座の開催やこころの健康キャンペーンの実施などの事業445万円に積極的に取り組みます。こうした地域安全・防犯・生活安全対策に1,124万円を計上いたしました。

次に、安全のための基盤整備においては、危険箇所の防災工事の促進や急傾斜地崩壊対策事業に取り組んでまいります。白鳥市街地の水害対策として岐阜県で進められてまいりました曾部地川河川改修事業については、新年度に完了の見込みとなっておりますのでございます。

市有林については、105ヘクタールの施業2,625万円を実施することにより、水源涵養林の造成、水源の森保全等、森林の公益的機能の向上を図ってまいります。また、市内公有林の今後の活用を含めて、経営的な観点から調査・研究を行う公有林経営研究事業に着手をいたします。これら治山、治水、急傾斜地整備事業に8,210万円を計上いたしました。

次に、野生鳥獣による農作物への被害対策といたしまして、恒久さくの設置やモンキードッグの導入支援などにより被害防止対策の充実強化を図るとともに、郡上市鳥獣被害防止計画に基づき、郡上市鳥獣被害防止対策協議会等と連携して、総合的な被害防止体系を確立し、鳥獣被害の軽減を目指します。これらの鳥獣被害防止対策に3,863万円を計上いたしました。

児童生徒の安全を確保するための学校施設整備についてでございますが、平成22年度より着手しております白鳥中学校の改築事業について、新年度には引き続き校舎棟、屋内運動場、格技場の整備を合わせて19億4,191万円でございますが、これを行い、平成24年度に既設校舎棟・屋内運動場の解体及びグラウンド整備を予定しております。また、大和中学校の整備事業につきましては、平成23年度に既設技術棟の解体とテニスコートの整備、これに7,723万円を計上し、平成26年度の完

成を目指します。その他、石徹白小学校の屋体の外壁補修工事1,476万円などの施設の修繕を進めてまいります。これら教育環境を推進する事業に20億5,689万円を計上いたしました。

次に、子育て支援の取り組みとして、子育て支援センターが核となり、支援団体等と連携し、子育てサロンの充実を図ります。また、子ども手当給付事業8億8,981万円や県の安心子ども基金を活用した子育て従事者の研修、あるいは親子の集う場所の環境整備、複雑多様化する育児不安に対応するための家庭相談員の配置など支援の充実を図ります。食育の推進については、「郡上市食育推進基本計画」に基づき、関係する組織や団体と行政が緊密に連携して取り組んでまいります。これら子育て支援の充実事業等に16億8,361万円を計上いたしました。

次は、保健医療対策でございますが、乳児から義務教育終了までの学童に対する通院及び入院医療費を無料にする医療費助成事業でございます。これは、乳幼児分について6,632万円、小中学生について8,315万円を継続して実施をいたします。こうした子どもや母子の保健医療体制の充実に2億180万円を計上いたしました。

高齢者、生活弱者サービスの充実について、郡上市介護保険事業計画（第4期）に基づきまして、特別養護老人ホーム50床を新設する社会福祉法人に対し施設整備補助金1,460万円を計上いたしました。がん検診におきましては、女性特有のがんである子宮・乳がん検診は、特定年齢の受診料免除措置を引き続き講じます。また、平成24年度から26年度までの郡上市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、いわゆる第5期の計画でございますが、その策定に取り組みます。

長引く景気低迷により本市においても生活保護受給者が増加しておりますけれども、ワンストップ・サービス・デイの開催をするとともに、面接相談や就労支援を行う相談員を新たに設置し、自立支援に努めます。これら高齢者、生活弱者サービスの充実等に18億5,612万円を計上いたしました。

次に、障がいのある方が安心して暮らせる施策につきましては、聴覚障がい者用の住宅火災警報器の設置助成324万円を行います。施設整備については、八幡町小野地内に保健センターと児童療育機能を合わせて有する保健福祉施設2億1,594万円でございますが、これを建設するほか、市内の社会福祉法人が行うケアホーム整備に対し200万円の助成を行います。これら障がい者サービスの充実に5億6,768万円を計上いたしました。

また、障害者相談支援活動助成事業を創設し、相談援助活動を強化します。これら高齢者、障がい者の社会参加の充実に7億1,339万円を計上いたしました。

保健医療対策につきましては、乳幼児や児童のインフルエンザ予防接種2回目の公費助成制度の創設463万円を初め、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の公費助成を引き続き実施をいたします。特定健診・特定保健指導の実施に当たっては、制度の周知活動を継続することにより受診率の向上を目指し、健診結果に応じた保健指導に引き続き取

り組みます。これら国民健康保険特別会計繰出金を含んでおりますが、それらを初めとする保健医療対策の推進事業に7億5,575万円を計上いたしました。

直営診療所群を構成する地域医療センターは、僻地医療の第一線を担うとともに、保健や福祉を包括的に展開することを目的として、引き続き特定健診や介護予防事業にも積極的にかかわってまいります。

公立二病院、市民病院と国保白鳥病院では、市民の命と健康を守るため、救急や小児・母子医療の拠点として医療体制の充実、維持に努めるとともに、訪問介護など市民に寄り添う医療の推進を図り、公立病院改革プランに掲げる目標の達成を目指します。また、地域医療を安定的かつ継続的に提供するために、地域医療確保検討委員会の意見や提言を踏まえ、民間医療機関との連携や人材の育成など地域医療の体制強化を目指してまいります。これら病院事業会計繰出金を含む医療機関、在宅医療サービスの充実に5億2,200万円を計上いたしました。

次に、国民健康保険特別会計は、近年の少子化と高齢化や低迷する経済状況の中、保険税収入が減少する一方で、医療給付費は年々増加をしており、単年度収支では毎年度赤字を計上している状況であります。特に、平成21年度、22年度は、その赤字額が大きく、国保特別会計の財政調整基金も底をつく状態となりました。この赤字の要因は、社会的な不況と無職者、職のない方などの社会的弱者を多く抱える国保の構造的な問題に起因するものであり、この問題の抜本的解決に向けては、国の経済政策並びに新たな医療制度改革の動きに大きな期待を寄せるものでありますが、本市における当面の措置としては、全体で約10%の国保税の増税に御理解をいただくとともに、なお不足する財源につきましては、一般会計財源の繰り入れをもって被保険者の皆様の負担の緩和をできる限り図りたいと考えております。

次に、二つ目の柱であります、「活力、希望のある郡上づくり」についてであります。

まず、農業振興の分野では、新年度から「食」と「地域」の再生に向けて、農業者戸別所得補償制度が本格実施となり、郡上市では、制度の普及・推進に努め、農業経営の安定と生産力の確保に取り組んでまいります。また、郡上市農業振興ビジョンの実現に向けて、農業の持続的発展とその基盤である農村の振興を図ってまいります。

集落や農地の多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度交付金1億6,047万円、農業施設の長寿命化や農村の環境保全を図る農地・水・環境保全向上対策事業568万円など、地域共同活動を推進してまいります。

また、地域農業の活性化に向けましては、地産地消を積極的に推進し、地元農産物の学校給食への提供や青空市場間の連携を強め、安心・安全の意識徹底のための研修会の開催及び農薬の自主検査を行うことなどにより、質の高い農産物産地としての地位を確立し、消費拡大ができるよう努めてまいります。

畜産振興につきましては、「口蹄疫」や「鳥インフルエンザ」など畜産物の安全供給をおびやか  
し、地域社会・地域経済に深刻な打撃を与える伝染性疾病の侵入防止に全力を尽くしてまいります。  
畜産農家の経営環境が厳しい中で、個々の農家の繁殖・肥育技術の向上、病気の予防や死廃事故の  
低減、自給飼料生産の拡大によるコスト低減等、総合的な施策や支援の実施により、飛騨牛及び乳  
用牛の生産の振興を図ります。また、有機質堆肥の利用の拡大を図り、耕畜連携を推進してまいり  
ます。

森林・林業については、良好な自然環境と安心・安全な生活環境を創出するため、これまでどお  
り間伐を主体とした森林整備に努め、水源涵養や山地災害防止など、森林の多面的機能発揮のため  
の施策を推進いたします。また、郡上市産材の有効利用と雇用創出などを目的に、郡上市産材住宅  
建設等支援事業1,000万円を引き続き推進し、加えて新年度には木質ストーブの購入補助事業520万  
円を創設してまいります。

地産地消推進には76万円、農・林・畜産・水産業振興には6億869万円を計上いたしました。

次に、商工振興についてであります。円高とデフレにあえぐ日本経済の厳しい状況の中、深刻  
な影響を受ける本市の地域経済においては需要の創出と雇用の確保が喫緊の課題となっております。  
新年度も厳しい経済環境を乗り切るため、引き続き企業の経営改善や技術力の強化への支援を行  
いますとともに、企業誘致や新規事業に挑戦する事業者への支援など積極的に進めて、雇用の場の確  
保に取り組んでまいります。新年度に国のセーフティネット保証制度による緊急経済借入資金の資  
金利息に対する補給金は300万円を計上いたしました。

また、地域ブランド産品による「売れるものづくり」を進めるため、農・林・商・工が連携した  
新商品開発支援事業328万円、これに取り組みます。さらに、商店街における商業区間の回遊性と  
市民生活の利便性を高めるため、空き店舗の有効活用を図るとともに、商工会と連携して「賑わ  
いのある商店街づくり」を推進いたします。こうした商工業振興費には、1億8,298万円を計上  
いたしました。

本市の特性と強みを最大限に生かして、交流人口による市内消費の拡大につなげるため、食の祭  
典の開催支援など「食」を切り口とした——食べる「食」でございますが、「食」を切り口とした  
「食の王国づくり事業」を推進してまいります。こうした交流産業の推進に3,955万円を計上  
いたしました。

次に、観光振興についてでございますが、郡上市観光振興ビジョンに掲げる「訪ねたい、滞在  
したい郡上づくり」を基本理念として諸施策に積極的に取り組み、通年型・滞在型の観光地づくりを  
推進してまいりたいと考えております。

まず、国内誘客については、東海北陸自動車道のアクセスの利便効果を最大限に生かすため、郡  
上市観光連盟と連携して広域的な観光キャンペーンを強力に実施いたします。また、長良川鉄道の

活用を軸として、郡上の多様な観光資源や魅力を提案・発信する「着地型旅行」を推進してまいります。新規事業として、中学生の提案による観光マップコンテスト事業を初め、岐阜市・下呂市と共同で首都圏での情報発信事業を起こすとともに、「越前美濃街道観光交流推進協議会」の結成により美濃市、郡上市、大野市、福井市に至る街道沿線の観光交流の拡大を推進してまいります。

海外観光客の誘致については、これまでの活動成果が出てきております台湾、シンガポールに加えまして、韓国、中国等への観光PRを市観光連盟や民間事業者と連携して効率的に展開してまいります。

また、温泉施設、道の駅を初めとする各観光施設は、指定管理者制度の継続実施により、民間の経営ノウハウを最大限に生かしたサービス向上に取り組んでまいります。なお、日本まん真ん中温泉「子宝の湯」については、引き続き指定管理者制度の導入に向けて準備を進めてまいります。こうした観光振興事業には2億3,368万円を計上いたしました。

次に、社会基盤整備についてでございますが、国においては既成の補助金を見直し、一括交付金化とする議論が目下進められております。このことにより、地方の裁量強化が見込める方向にありますが、一方では、予算総額の抑制も議論されていることから、この一括交付金については今後の国の動向を注意深く見極めながら郡上市としての的確な対応を心がける必要があると考えております。

郡上市内の国、県等の事業につきましては、まず、市民の日常生活と地域活性化にとって最も重要な社会資本である、東海北陸自動車道の四車線化の早期事業着手に向けた取り組みを関係団体と連携して積極的に働きかけてまいります。また現在、継続的に進めていただいている大和改良などの直轄国道事業や、濃飛横断自動車道と良金山道路をはじめとする県事業の促進はもとより、県道金山明宝線の「めいほうトンネル」の事業着手など懸案事業の推進に向けても、より一層の働きかけを行ってまいります。

郡上市の基盤整備事業としましては、これまで進めてまいりました安全・安心の確保と地域活性化に向けた基盤整備を引き続き、着実に事業を推進していく所存でございます。

合併特例道路整備事業などによる道路基盤整備に20億899万円、土地改良事業等の農業基盤整備には9,979万円、林道等の林業基盤整備には1億5,487万円、都市計画事業などのまちづくり整備には1,160万円、住宅、除雪対策に2億1,419万円をそれぞれ計上したところであります。

特に、新年度が最終年度となりますまちづくり交付金事業白鳥中央区域の事業完了や白鳥中学校校移転にあわせた市道中学校線の整備をはじめ、現在、継続的に進めております事業の早期完了に向け計画的な事業推進に取り組んでまいります。また、郡上市の良好な景観を保全、創造し、快適な環境づくりと活性化につなげるために、景観計画、景観条例に基づいた規制、誘導などの景観形成の取り組みを新年度より進めてまいります。

さらには、低迷する経済対策の一環として平成22年度補正予算で1,000万円を計上した住宅リフォーム促進事業については、新年度においても引き続き4,000万円を計上し、地域経済の底上げと住宅環境の向上に努めてまいります。その他、道路、河川、農林業施設をはじめ、市営住宅等の適正な維持管理や市有分譲宅地の販売などについても積極的に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、ケーブルテレビ事業につきましては、地域に密着した「地域掘起し番組」の制作を行うとともに、市民にわかりやすい行政情報番組の充実に努めてまいります。また、平成22年度からサービスを開始した自主放送番組のデータ放送について、デジタルの双方向性機能を生かした買い物支援サービスの実証実験などを行い、積極的な活用を図ってまいります。また、市内で携帯電話が通じない集落において鉄塔基地局の整備3,318万円を行います。これらケーブルテレビ活用等の事業には4億2,560万円を計上いたしました。

公共交通につきましては、平成22年度に平成23年度から27年度を計画期間とする「郡上市地域公共交通総合連携計画」を策定いたしました。市民の日常生活の足としての公共交通を確保し、利用実態とニーズに即した運行形態・ダイヤ・ルートへ転換することで、安心して生活できる交通ネットワークの構築を目指してまいります。

新年度は、高鷲、美並、和良地域でこれまで運行されてまいりました福祉バスを、だれでも利用できる自主運行バスに転換するとともに、市民病院、白鳥病院等へのルートの拡大、運行ダイヤ改正による高速バスや長良川鉄道との乗り継ぎ向上等を進めてまいります。長良川鉄道については近代化整備事業を進め、新たに地域公共交通調査事業に取り組みます。これら、市民の足を確保する公共交通対策には2億503万円を計上いたしました。

次に、水道事業についてであります。平成21年度より水道使用料金・加入分担金の統一をいたしました。市内には全部で59カ所と大変多くの水道施設があり、この維持管理経費が経営面で大きな負担となっていることから、徹底したコスト削減と効率的な水道施設統合を目指します。

また、引き続き有収率——収入を得る率という意味でございますが、有収率の低い施設を中心に、計画的に夜間等の漏水調査を実施し、漏水箇所の把握を行うとともに、布設がえ等の修繕による有収率の向上に努めます。

新年度における具体的な事業としては、八幡地域では、現在事業を進めております相生農業集落排水事業にあわせて老朽管の布設がえを行うことを目的に、相生簡水基幹改良事業2,253万円を実施いたします。また、大和地域では、水道未普及地域解消事業として、中神路の一部と下古道の一部の未普及地域を対象とし、神路簡水拡張事業8,859万円を実施し、両事業ともに平成25年供用開始に向け推進してまいります。

また、市内全域にわたる水道施設統合について平成22年度に調査業務を終え、新年度において老朽化が著しい施設から水源水量調査・認可申請の変更業務2,650万円、これに随時着手し、財政状

況も勘案しながら計画的に統廃合を進め、安全・安定供給による持続可能な事業形態と健全経営の確立を目指します。

次は、下水道事業でございます。下水道事業は、市民の皆さんの快適な住環境の整備とともに、公共用水域の水質保全に欠かすことのできない重要な生活基盤事業であり、今後とも事業の積極的な推進を図ってまいります。

新年度の事業といたしましては、大和地域では加入対象件数の増加に伴う特環大和中央処理区建設事業として、平成25年度完成に向け処理場増設5,400万円、この工事に着手をいたします。継続事業の特環美並中央処理区の建設事業については、昨年度に引き続き処理場増設1億4,140万円、これを実施し、平成24年度完成に向け推進してまいります。八幡相生地区においては、平成20年度より着手しております農業集落排水事業の早期供用開始に向け、積極的に推進してまいります。

市内には、34カ所と、これも多くの下水道施設があり、この維持管理費が経営面で大きな負担となっておりますが、効率的な運用とコスト削減の徹底を図りながら、健全運営を目指します。下水道使用料金の統一につきましては、平成22年3月に料金の条例改正を行いました。平成26年度に市内統一となるよう5年間の経過措置を設け、合併後の市民負担の地域格差を解消すべく進めてまいりたいと考えております。

なお、下水道施設の耐用年数約45年と、その建設財源として借り入れた地方債、下水道建設のための地方債の償還期間約25年との年数の差により生じる資金不足を解消し、世代間の負担の公平化を図るために、新年度は下水道事業資本費平準化債4億3,500万円を発行することといたしました。

これら下水道特別会計繰出金を含む上下水道事業に一般会計としては16億702万円を計上いたしました。

次に、学校教育につきましては、生命と人権の尊重を基盤とした「自立・共生・創拓の教育」を推進するとともに、子どもたちが、ふるさとへの誇りと愛情を持ち、心豊かでたくましく「生きる力」をより一層はぐくむことができるよう努めてまいります。また、保育園・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高校が連携し、基礎的・基本的な学習内容の定着や個性・才能の伸長を図るとともに、家庭や地域とも連携し、あいさつや家庭学習等の基本的な生活習慣が定着するよう努めてまいります。さらに、平成23年度から小学校で、また、平成24年度から中学校で新学習指導要領の全面実施となります。そのための職員研修や教材整備を進めていきます。これらの学校教育には7億7,797万円を計上いたしました。なお、これまで西和良中学校と和良中学校との統合中学校の建設を進めてまいりましたが、いよいよこの4月に「郡上市立東中学校」として新しい中学校を開校する運びとなりました。

次に、社会教育では、歴史や文化を大切に、支え合ってともに生きようとする地域社会を創造していきたいと考えております。そのため、どの地域でも活発な生涯学習事業1,193万円と市民の

アイデアを生かし、市民主導で行っていただく講座を開催するとともに、活発な地域活動が展開できますように、新公民館体制の定着と公民館活動3,457万円の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、郡上市についての理解と認識を深めるための「郡上学講座」417万円を初め、「郡上かるた」の制作420万円、白山文化フォーラム91万円など、市民の一体感を高める「郡上学」の計画的な推進を図ってまいります。

文化、芸術の振興につきましては、短歌や俳句などの文芸を郡上市民の特色ある文化活動として市全体に広げ活動の充実を図るとともに、市民一人が一文化に親しみ、生活を豊かにできるよう文化活動団体の育成や活動支援を行ってまいります。

また、ふるさとの歴史文化の認識を高める文化財につきましては、現状を的確に把握し、保護・活用の体制を確立していきます。平成22年度に調査を行いました「伝統的建造物群保存対策事業」についても、新年度は条例制定作業や審議会設置など、さらに具体的に取り組んでまいります。

図書館事業では、市民の読書活動の充実を図るため、市民が利用しやすい図書館の体制づくり4,755万円や図書館活動を推進します。

スポーツ振興では、「市民一人一スポーツ」の推進を目標として、市内のスポーツ施設の有効活用を図り、市民へのスポーツ機会の提供、青少年スポーツ活動の活性化、競技力向上のための各競技団体の育成強化を推進します。

「2012年ぎふ清流国体」についてでございますが、ことしの夏に郡上市合併記念公園特設相撲場で開催をされます「第50回全国教職員相撲選手権大会兼第67回国民体育大会相撲競技リハーサル大会」に万全の体制で臨み、本大会に向けて組織的な活動を推進するとともに、国体PR活動として市民スポーツイベントを推進いたします。以上申し上げましたこれら文化振興事業やスポーツ振興事業に5億3,404万円を計上いたしました。

次に、三つ目の柱であります「ふるさと再生・コミュニティの活性化」についてであります。

市民協働の推進につきましては、市民と行政の間に立って課題等を調整する第三者機関としての役割を持つ、仮称でございますが、「市民協働センター」の設置に向けて検討会を行ってまいります。

コミュニティの維持と活性化につきましては、集落の課題と現状を把握し、課題の解決に向けた取り組みを進めるため、「集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業」272万円を引き続き実施いたします。また、少子化と高齢化が進行し人口の減少が著しい地域において、コミュニティの活性化と地域資源を活用した特産品開発等を行うため、市外から意欲のある人材を募集し、その地域に派遣する「地域おこし協力隊派遣事業」1名でございますが、350万円を新たに実施いたします。

過疎地域対策につきましては、明宝地域において身近な里山資源を活用した地域ビジネスモデル



の創出を目指す「めいほう里山もくもく市場開設実証調査事業」を継続実施し、和良地域では「日本一の和良鮎PR事業」を実施いたします。さらに、この明宝、和良両域に「地域おこし応援隊派遣事業」として人材派遣3名を行うなど、これらの事業を総合して過疎地域自立促進事業1,649万円を展開いたします。

また、「地域振興推進事業」として、地域課題を解決するため市総合計画後期基本計画に位置づけてまいります事業及びその他地域活性化に資する事業等を推進するため、各振興事務所当たり280万円、総額1,960万円を計上し、個性を生かした地域づくりを推進してまいります。

さらに、平成22年度に検討した自治会組織等活性化方針に基づき、自治会内の助け合い、支え合い活動など地域の絆の再生を支援するため、自治会組織等活性化事業（地域の絆再生応援事業）100万円に取り組みます。

郡上学の体系的な整理と構築のための「郡上学構築懇談会」を引き続き実施するとともに、郡上ふるさと考現学——現在を考える学という意味ですが、「郡上ふるさと考現学市民講座事業」129万円を実施し、市政の現状や市民生活の課題等について理解を深めていただく機会づくりを進めます。また、男女共同参画推進会議を中心に、フォーラムの開催などを通じて男女共同参画社会の形成に努めます。

市民自治の推進につきましては、自治体運営の基本原則や市民の市政への参画の仕組みなどについて定める、仮称ではありますが、「自治基本条例」の制定を中心課題としながら、本市の市民自治のあり方や今後のコミュニティ活性化などについて検討を行う「市民自治推進懇談会事業」28万円に取り組みます。

これらの地域づくり推進事業には8,781万円を計上いたしました。

次に、国内の都市交流につきましては、都市交流調査研究事業56万円におきまして、三重県志摩市との友好都市交流協定締結に向けた取り組みを行うとともに、文化活動等にかかる都市交流の調査研究を行います。石川県七尾市につきましても、引き続き教育文化交流、観光交流について調査研究を進めます。都市交流推進事業30万円では、東京都港区との交流について青少年交流や物産出展などの交流を継続実施するとともに、現在港区が青山に建設を計画している地方都市との交流施設、仮称でございますが、「青山地域交流館」、これの郡上市としての活用方策について港区と協議を進めてまいります。

次に、4番目の柱、「身の丈に合った財政規模への取り組み」であります。

まず、歳入面におきましては、税源移譲による自主財源確保が重要性を増す中、適正かつ公平な課税の推進と滞納税額の削減に一層の努力をするとともに、納税環境の充実を図るため、平成22年度に軽自動車税で開始したコンビニ収納を、個人市民税及び固定資産税にも拡充する事業として新年度402万円を計上いたしました。

予算編成に当たっては、可能な限りの経費削減に取り組んだところでございます。人件費については、定員適正化計画に基づき新年度は全会計で22年度に比べて26人、普通会計で21人の削減を行うことといたしました。定員削減や人事院勧告を踏まえた月例給及び一時金の減額改定による効果がある反面、職員共済費の負担率や議会議員年金制度の廃止に伴う給付費負担率が増加した影響もあり、人件費総額は全会計で9,689万円、普通会計で9,910万円の削減となりました。

一般会計における公債費では、公債費負担適正化計画に基づく、これまでの地方債の借入額抑制や繰り上げ償還により1億3,066万円の減となり、徐々にではありますが、その効果があらわれております。平成23年度末の起債残高は466億4,655万円となり、平成22年度末に対して、臨時財政対策債の残高が6億8,030万円増額となる中、その他の通常債残高は19億3,215万円減少して、全体としては一般会計の市債残高12億5,185万円の減額となる見込みでございます。

5番目に、「雇用対策」でございます。

地域経済を取り巻く情勢は依然として回復の足取りは遅く、本市においても製造業、商業、建設業をはじめ各分野において厳しい経営環境が続いております。

こうした中で、市では雇用対策協議会、商工会、公共職業安定所等の関係団体と緊密に連携して雇用対策、新規学卒者の就職支援などを推進して、雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。新年度は、商工会や市雇用対策協議会が行う経営支援や雇用対策の諸事業を支援してまいります。

また、雇用関係では、森林病虫害調査事業などの緊急雇用創出事業に1,004万円、12人雇用、観光キャンペーンメイト事業を行う重点分野雇用創出事業に175万円、1名雇用、長良川鉄道運転手養成事業を行う地域人材育成事業に945万円、3名雇用、交流移住推進事業などのふるさと雇用再生事業に1,428万円、5人雇用、合計で3,552万円、21人の雇用分でございますが、これを計上いたしました。

6番目に、「ゼロ予算事業への取り組み」でございますが、地域づくり情報番組制作事業、自治会等活性化事業、自治会組織の強化のために行うものでございますが、こうしたもの、あるいは地域見守り支援ネットワーク事業、観光振興対策事業、これは民宿体験受け入れ体制への支援事業でございます。また、生涯学習振興事業（市民アイデア講座事業）など、新年度も48の事業を実施することといたしております。

以上、大変長くなりましたが、平成23年度の市政運営に対する指針や予算編成の考え方などを申し上げました。激動する厳しい経済社会情勢なればこそ、一つ一つの施策に希望を持って、粘り強く一步一步着実に前進させていきたいと考えております。議員各位の御指導と、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願いするものでございます。

それでは、最後に、本議会において審議をお願いしております、それぞれの議案につきまして、

その概要を申し上げます。

初めに、議案第3号は、専決処分した平成22年度郡上市一般会計補正予算について承認を求めるものであります。

議案第4号は、郡上市公平委員会委員の選任同意についてであります。平成23年4月29日をもって任期満了となるため、1名の委員の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

議案第5号は、人権擁護委員候補者の推進につき意見を求めるものでございます。

平成23年6月30日をもって2名の委員が任期満了となるため、委員候補者の推薦につき、再任についての意見を求めるものであります。

次に、議案第6号から議案第21号までは、条例の関係についてであります。その内容について順次御説明を申し上げます。

まず、議案第6号は、郡上市名誉市民条例の制定についてであります。公共の福祉、文化、産業の向上に多大の功績があった者に対し、その功績をたたえ、顕彰するため、条例制定を行うものであります。

次に、議案第7号は、郡上市内部組織設置条例の一部改正についてでありますけれども、先ほど申し上げました組織機構改編に伴い、部の設置及び分掌事務を改めるため所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部改正についてであります。移動通信用無線基地局2基、八幡町の野々倉と小那比の整備に伴い、名称及び位置等を規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。地区集会所の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、郡上市景観条例の全部改正についてであります。景観行政団体への移行に伴い、景観法の規定に基づく景観計画を策定する等のため、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。先ほど申し上げました収集可燃物指定袋の追加、小さな袋の追加及び特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正等に伴い、規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。小川保育園を小川小学校内に移転することに伴い、同保育園の位置を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、郡上市国民健康保険条例の一部改正についてであります。これまで暫定的に引き上げておりました出産育児一時金の支給額を恒久化するため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正についてでありますけれども、先ほど御説明しましたように、国民健康保険の安定した財政運営を図るよう基礎課税額に係る税率等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部改正についてであります。一時貸付金の特例期間を平成25年度まで延長するための所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。和良学校給食センターを廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。施設の利用促進を図るよう白山文化博物館ほか4施設の入館料を改めるため、所要の改正を行うものであります。

第18号、第19号につきましても、郡上八幡楽藝館、郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムにつきまして、同様入館料等の規定を改めるため所要の改正を行うものでございます。

議案第20号は、郡上市学校体育施設等開放条例の一部改正についてであります。西和良中学校及び和良中学校の体育施設の用途を廃止し、新たに郡上東中学校の体育施設等を利用に供するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第21号から議案第36号までは、平成22年度の郡上市一般会計補正予算をはじめとして、合計16会計における予算の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第37号から議案第59号までは、平成23年度郡上市一般会計をはじめとして、同病院事業等会計に至るまでの合計23会計における新年度予算でございます。冒頭の施政方針や予算編成方針で考え方を申し上げましたので、ここでは、それぞれの内容は省略させていただきますが、追って詳細に御説明を申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

次に、議案第60号は、過疎地域自立促進計画の変更についてであります。過疎地域（明宝及び和良地域）における新規事業の追加及び事業費の変更等が生じたため、内容を変更するものであります。

議案第61号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。市内4辺地、4つの辺地における新規事業の追加及び事業費の変更等が生じたため、内容変更するものであります。

次に、議案第62号から議案第65号までの財産の無償譲渡については、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るため、集会施設として、建物を各自治会へ無償譲渡するものであります。

議案第66号の財産の無償譲渡については、地方自治法に基づく地縁団体認可に伴い、市名義となっている中西自治会の土地を当該自治会に移すため、土地を無償譲渡するものであります。

報告第2号は、郡上市国民保護計画の変更について、報告第3号は、平成23年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画について、報告第4号は、専決処分について、それぞれ報告するものであ

ります。

以上が、今議会に上程いたしました議案並びに報告の概要であります。

今回提案しました議案等は、合計で66件でございますけれども、詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から御説明をさせていただきます。議会におかれましては、十分御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます、私からの施政方針並びに議案の提案説明とさせていただきます。平成23年3月4日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 長時間にわたり御苦労さまでございました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定をいたします。

(午前10時55分)

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時06分)

---

#### ◎議案第3号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程4、議案第3号 専決処分した事件の承認について（平成22年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 議案第3号 専決処分した事件の承認について（平成22年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））でございます。

平成22年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年1月28日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度郡上市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,543万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ299億2,261万3,000円とするでございます。

2項につきましては、省略させていただきます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、地方交付税で2億3,543万円充当させていただいております。それから、歳出でございますが、道路橋りょう費の除雪対策費2億3,438万円、内訳で需要費、こちらは凍結

防止剤でございますが、518万円、それから、委託料で除雪委託ですが、2億2,920万円でございます。

それから、教育費の小学校費の学校管理費で52万5,000円、委託料で上げてございまして、小学校は、高鷲地内の2校でございますが、屋根の雪下ろしということでの対応でございます。

それから、同じく中学校費の学校管理費52万5,000円、同じく委託料で上げてございまして、こちらも高鷲中の屋根の雪下ろし等ということでございます。12月末から1月にかけての降雪ということで、当初予算計上しました額を上回りましたので、このたび1月28日付の専決でもって対応させていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。議案第3号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第4号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程5、議案第4号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第4号 郡上市公平委員会委員の選任同意について。

郡上市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

住所は、郡上市白鳥町六ノ里の方でございまして出井建雄さんです。生年月日は、昭和23年5月28日。

先ほどの提案説明のとおりでございまして、現委員であります高鷲町の榊原勝喜さんがこの平成23年4月29日をもって任期満了となるので、この方を選任いたしたいというふうに考えておるところでございます。

出井さんでございますが、大学を卒業されてから、白鳥町牛道小学校を皮切りにされまして、長く教職のお立場にあった方でございます。近年は、平成15年4月から八幡町立八幡西中学校の校長、また、平成19年の4月からは郡上市立白鳥小学校の校長を歴任されておられます。

平成21年3月にここで退職をされまして、それから、ちょうど2年になるわけですが、学校ボランティアコーディネーターとして教育委員会の事業に参画をされておられました。また、人権擁護委員もお務めということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） ただいま説明のありました議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認めます。

原案について同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案に同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第5号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程6、議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1人目は、住所が郡上市八幡町有坂228番地、氏名、森彌太郎さん。生年月日が昭和17年7月14日。

もう一方は、住所が郡上市大和町大間見1946番地1、お名前が田代盛さん。生年月日、昭和17年3月14日。

この案件につきましては、この2名が23年の6月30日任期満了となりますので、この2名につきまして再任について議会の意見を求めるものでございます。

この2人とも現在1期目ということで、人権擁護委員の活動をしていただいております。任期は再任されますと23年の7月1日から26年の6月30日ということで3年間でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） ただいま説明のありました議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認めます。

原案について同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案に同意することに決定をいたしました。

---

◎議案第6号から議案第20号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りいたします。日程7、議案第6号 郡上市名誉市民条例の制定についてから日程21、議案第20号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例についてまでの15件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第20号までの15件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いをいたします。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第6号 郡上市名誉市民条例の制定について。

郡上市名誉市民条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、公共の福祉、文化、産業の向上に多大の功績のあった者に対し、その功績をたたえ、顕彰するため、この条例を定めようとするものでございます。

合併協議におきましては、新市において調整するという事となっておりまして、旧7カ町村におきましても、すべてこの関係の、いわゆる名誉町村民条例は制定をされておったところでございます。

協議におきましては、当時13名の方が推戴されておりましたが、この名誉町村民については新市に引き継がないと。また条例については、新市において協議すると、こういうことでございます。議会における御意見あるいは市の中で協議をした中で、今般、県下21市の中でもほとんどが制定をされておる状況にかんがみまして、市の備えとして名誉市民条例を制定をしたいと考えて提案するものでございます。

この中身でございますけれども、第1条の目的から第7条までの条立てとなっております。主な内容でございますが、先ほど申し上げたとおりです。福祉、文化、産業等の向上に多大の功績のあった方、この功績をたたえ、郡上市名誉市民として顕彰するというところでございまして、市長が



議会の同意を得て選定をすると。名誉市民に対しましては、名誉市民証書、また、名誉市民章を贈呈するとともに、待遇を、または特典を与えることができるということでございます。

こうした内容で今般名誉市民条例の制定をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第7号でございます。郡上市内部組織設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市内部組織設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、組織機構改編に伴い、部の設置及びその分掌事務を改めるため、この条例を定めようとするということでございます。

1枚おめくりをいただきますと、今般の改正条例について添付をしてございますけれども、重立った内容につきましては、「市民環境部」を削り水道部を「環境水道部」に改めると、こういう内容でございます。したがって、先ほど市長からの提案説明にありましたように、総務部のほうにいわゆる今の市民課の関係の事務事業を属させるということでございます。

また、市民環境部は全面的に廃止ということになりますが、この中の環境部門につきましては、水道部のほうに配属をさせ、環境水道部として事務をとると、こういうことでございます。

1枚めくっていただきますと、新旧対照表でございますが、第1条で、市民環境部の廃止、水道部を環境水道部とするということでございますし、第2条におきましては、総務部以下の事務分掌の張りつけの変更につきまして表示をさせていただいております。ただいま御説明をしたとおりであります。

また、課の設置、また、職制につきましては、郡上市の行政組織規則というものの中で、市長の制定する規則の中で、これに基づいて制定をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第8号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、移動通信用無線基地局2基の整備に伴い、名称及び位置等を規定するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改正する条例の本文がございしますが、中身的には改正項目が大きくなっております。

まず、一つは、第2条に今般設置をいたしました基地局2局、野々倉南無線基地局、また、小那比河内無線基地局、この2局につきまして追加をするというものでございます。

1枚めくっていただきますと、これまでの設置の表記、これに2つの無線基地局を追加するとい

うことが第2条で見ただけだと思います。

また、第3条のところでございますけれども、これは事業者負担金の規定を削りまして、電気通信事業者に施設を使用させ、維持管理を行わせる。また、電気通信事業者が施設を使用する場合の使用料の額及び徴収方法等を契約で定めると。こうしたことにつきましての条項の変更でございます。

特に、新旧対照表の旧、第3条に事業者負担金というふうにしてございますけれども、昨年の9月議会で携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例を制定をさせていただきましたので、事業者負担金という項目につきましては削除をしております。これに変わしまして、事業者負担金の部分を施設の使用等として明記をさせていただいております。

これを、第3条のこの表につきまして、いわゆる本来でありましたら、こういう形でその使用料を明記するところでございますが、この携帯電話の鉄塔基地局整備につきまして、平成23年度においては、国の制度の対象とならない集落エリア外におきまして、市の単独事業として実施する予定をしております。

また、現在、辺地あるいは過疎等々の事業でやっておるところでございますが、いわゆる総務省の通知には、県の負担金も明記されておりますが、県の現在、いわゆる補助金は組まれてございません。こうした中で、機動的にこの事業を導入するためには、条例において詳細に明記することがあらかじめ定めることができないという部分がございます。総務省通知に基づきます地主分担金、これを開始時には使用料として予定された金額を契約行為において設定をして、徴収をするというものでございます。これが旧第3条を今般の第3条施設の使用等に変更させていただく場面でございます。

第3条の第3号にありますように、施設の使用及び維持管理については、契約でこれを定めるということございまして、第4条におきまして使用料の徴収、1枚めくっていただいたところですが、市長は、施設の使用開始に当たり、その施設の使用料の額及び徴収方法その他必要な事項について、契約でこれを定めるということとしております。こうした改正をいただく中で、機動的な事業展開を図りたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 次に、山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 議案第9号でございます。郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、地区集会所の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するた

め、この条例を定めようとするということをお願いをさせていただきます。

青紙をはねていただきますと、別表第1及び別表第2中、牧集会所の項、下古道地区多目的集会所の項、美並根村集会所の項及び美並深戸転作技術研修センターの項を削るとしてございまして、公布の日から施行するとしております。

その後、新旧対照表をつけてございますが、今申し上げましたように、別表第1、別表第2に、それぞれ今の4施設が位置づけられておるわけですが、このほどこの施設につきましては、公の施設ということで整備をして今に至っているものでありますけれども、補助金の制約でありますとか、あるいは起債の償還を完了したということで、地区からもこの施設を払い受けをして管理したいという申し出がございます。市としましても、この種の集会所は、これまでも108の集会施設がありまして、2月にも同様の手続もお願いする中で30施設払い下げといたしますか、地区で管理をお願いするようにしてきてございます。

この後で提案させていただきます議案の第62号から65号にも関連するものでございますが、実質、地元で管理運営をこれまでもしていただき、これからもしていただくということから、このほど公の施設の位置づけを廃止し、普通財産のほうへ移行し、その後、この4施設につきましては、また後から御説明しますが、地元のほうへ無償譲渡をさせていただきたいというものでございますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 次に、井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、議案第10号 郡上市景観条例の全部を改正する条例について。

郡上市景観条例の全部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。景観行政団体への移行に伴い、景観法の規定に基づく景観計画を策定するため、この条例を定めようとするものでございます。

郡上市には、歴史的な街並みや豊かな自然環境が多く残されておりまして、これらの環境を保全し、さらには、それらを生かした良好な景観形成を図り、魅力的で活力ある地域を創造することが必要であるというふうに考えておりますが、そこで、平成17年から施行されました景観法に基づきまして、景観行政を主体的に行うために、平成22年3月に景観行政団体となりました。さらに今回、この景観条例の全部改正をお願いするものであります。

これまでの郡上市の景観条例につきましては、法律の委任に基づかない自主条例でありましたが、今回の条例は、法律に追加、明確化するもののほか、法律の委任に基づきまして制定するものでございます。

また、これまでの条例では、八幡都市計画区域内及び景観審議会の意見を聞いて特別に定める区域というふうになっておりましたが、今回の全部改正では、全域を対象区域といたしました。

さらに、景観形成の基本的かつ総合的な計画として、景観計画を定めることとしまして、地域の取り組みを支えるとともに、景観への影響が大きい大規模な建築開発行為に対する規制あるいは誘導を図りたいというふうを考えております。

第1章では、総則として、第1条で目的、第2条で用語の定義、第3条から第5条で市民、業者、それぞれの責務を定めてございます。それから、第2章の第6条におきましては、景観審議会の設置について、第3章では、7条、8条で景観計画につきまして、それから、第4章では9条から14条で別表につけてあります行為に対します行為の届け出あるいは勧告命令等に関する規定を、5章におきましては、15条から第20条で景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する規定を、また、6章21条から26条では、住民協定に関する規定を、第7章におきましては、27条から29条におきまして、表彰、助成に関する規定を定めております。

また、附則で、これまで景観形成住民協定を締結しております団体につきましては、新たな規定による住民協定とみなすということで進めてまいりたいというふうを考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） 議案第11号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。  
平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、収集可燃物指定袋の追加及び特定家庭用機器再商品化法、これは俗にいわゆる家電リサイクル法と言いますけれども、これの施行令の一部改正等に伴い所要の規定を整備するためこの条例を定めようとする。

3枚はねていただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、この改正におきましては、別表第1を改正をするものでございますけれども、まず、これの（1）可燃物の収集可燃物ということで、これにつきましては、市が行う一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料が定めてあるわけでございますが、この収集可燃物につきましては、収集可燃物の指定袋についてかねてより市民からの御要望がありまして検討をして、今までは45リットル入りのものと30リットル入りのもの2種類がありましたけれども、今回新たに20リットル入りの指定袋を追加させていただくということで、1枚につき25円ということで追加をさせていただきます。老人世帯やまた少人数の世帯、それから、分別の取り組みで非常に排出量の少ない、努力している世帯での使用を促していきたいと思っております。

次に、次のページへ移りまして、特定家庭用機器廃棄物（5）ですけれども、これは家電リサイクル法の対象品目を市が依頼を受けて収集運搬する場合にいただく手数料が定めてございます。改正

前におきましては、テレビにつきましては、ブラウン管式のものに限るということでありましたけれども、改正後におきましては、ブラウン管式のもの、それから、イとして液晶式のもの、電源として一次電池または蓄電池を使用しないものに限り建築物に組み込むことができるように設計したものを除くと。及びプラズマ式のものということで、いわゆる薄型テレビのものもこれに加えるということでございます。

それから、あと電気冷蔵庫の区分に電気冷凍庫、また電気洗濯機の区分のところに衣類乾燥機をそれぞれ追加をいたします。

次に、(9)の事業者が直接搬入する廃棄物についての手数料の定めでございますけれども、この取り扱い区分で古紙から、改正前は古紙から廃乾電池まで9品目であったものに、容器包装プラスチック、蛍光管、電球を追加し、取り扱い品目を12品目にするということでの改正でございます。

1ページ前へ戻っていただきまして、施行期日でございますが、附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の(1)可燃物の表の改正規定、これはごみ袋の追加でございますけれども、これについてはごみ袋の作成期間等が必要なために、23年の10月1日から施行するというところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(池田喜八郎君) 次に、布田健康福祉部長。

○健康福祉部長(布田孝文君) それでは、議案の第12号から御説明させていただきます。

議案第12号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。  
平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、現在の小川保育園を、小川小学校の校内に移転することに伴いまして、その位置を改めるというものでございます。

このことにつきましては、昨年の12月議会に改修の予算を認めていただきまして、今事業は進んでおるところでございます。

めくっていただきまして1枚はねていただきますと1ページのほうであります。新旧対照表のところの下段から第2条の下のところ、小川保育園(へき地)、郡上市小川872番地の1を新たに小川632番地にするものでございます。

附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでありますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第13号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、暫定的に引き上げておりました出産育児一時金の支給額を恒久化する

ため、この条例を定めようとするものでございます。

めくっていただきまして、1ページの新旧表を見ていただきたいと思います。

8条で、旧のほうでございますが、8条の2段目でございますが、出産育児一時金として1件35万円と、こういうふうの下線が引いてございますが、下を見ていただきますと、附則のところ、平成21年10月から23年の3月までを経過措置として、その4項に書いてありますように、39万円とするということで今実施をしております。

このことを新のほうで見ていただきますと、附則を削除しまして、8条の2段目でございますが、39万円にするというものでございます。

なお、従来からの産科医療の3万円がございまして42万円ということで現状のものを経過措置を外して行うというものでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、議案第14号でございます。郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、国民健康保険の安定した財政運営を図るよう基礎課税額にかかる税率等を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

このことにつきましては、先ほどの施政方針の中でもございましたように、経済状況の中、保険税収入が減少する一方で、医療給付費が伸びておるといふ、こういう中で保険税のほうも全体で約10%の増税をお願いするというところでございます。

めくっていただきまして、ちょっと横書きで書いてございますので新旧対照表と皆様方にこのちょっとわかりやすいように黄色い紙で、ちょっと色が変わったほうがいいと思ひまして、黄色い紙で表にしてございますので、これを見ていただければわかりやすいかなというふうに思ひます。

全協のほうでも、若干説明をさせていただいておりますけれども、表と照らし合わせていただければありがたいと思ひます。

1ページのところの旧のほうでございますが、3条のところ、所得割額をうたっております。この表で言いますと、一番上段の表でも結構でございますが、医療給付費22年度税率4.58%、新のほうでは、これを5.44%というふうでございます。

次の第4条関係でありますけれども、資産割につきましては29%、100分の29、29%であります。これを29.7%、0.7ポイントの増であります。

次に、第5条関係でありますけれども、均等割と書いてございますけれども、被保険者1名につき2万5,000円を新のほうでは2万8,000円ということでございます。

それから、平等割でございますが、5条の第2項関係でありますけれども、新旧表では2ページ

のほうに入ってまいりますけれども、2万2,000円を2万5,300円ということでございます。

それから、特定世帯につきましては1万1,000円を1万2,650円ということでございます。

それから、後期の、この表で言いますと後期高齢者支援金分については、改定をしておりませんので、その後の第8条関係でありますけれども、これは介護納付の関係の所得割でございますけれども、100分の1.11、つまり1.11%を1.76%ということでございます。

それから、9条関係、均等割の9条関係であります、均等割1万800円を1万4,400円というものでございます。

その後、23条からにつきましては、減額に関するものでございます。3ページの上段であります、この表で黄色い紙の表で言いますと、一番下の第23条（保険税の減額）というふうに書いてございます。ここを見ていただきますと、22年度1万7,500円につきまして、これは7割軽減の方でありますけれども、均等割1万7,500円が1万9,600円、それから、平等割につきましては、特定世帯以外の方が1万5,400円が1万7,710円、それから、特定世帯につきましては7,700円が8,855円、それから、介護納付金につきましての均等割額が7,560円が1万80円になるというものでございます。

その次に、5割軽減の方でございますが、同じような形でありますけれども、5割軽減の方の均等割につきましては、1万2,500円が1万4,000円、それから、平等割額につきましては、特定世帯以外が1万1,000円が1万2,600円、特定世帯が5,500円が6,325円、介護納付金につきましては5,400円が7,200円というものでございます。

医療給付費分の2割軽減の方につきましても、平成22年の5,000円が5,600円、平等割のほうですが、4,400円が5,060円、特定世帯は2,200円が2,530円、介護納付金の均等割額は2,160円が2,880円という形で改定をお願いしたいというものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行し、適用区分としましては、改正後の郡上市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 次に、常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、順次説明をさせていただきます。

議案第15号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、一時金貸付の特例期間を平成25年度まで延長するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚はねていただきまして、附則でございますが、附則第3項中、「平成23年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するというものでございます。

1枚はねていただきまして、新旧対照表でございますが、この附則の3項の条文でございますが、高等学校あるいは大学校へ入学を予定しているもので、就学が経済的な理由から困難なものに対しまして、家計支援対策としまして入学時に一時金50万円を貸し付ける特例期間を平成20年度から平成22年度の3年間と定めてございました。それを新旧の新しいほうを見ていただきますと、まだまだ厳しい経済情勢から、その特例期間をさらに3年間延長しまして、平成25年度、平成26年の3月31日までと改めようとするものでございます。

ちなみに一時金50万円の貸付実績でございますが、平成20年度が5件、平成21年度が4件、今年度につきましては3月18日を期限としまして受け付けをしておるところでございます。よろしくお願いをいたします。

次に、議案第16号でございます。郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、和良学校給食センターを廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚はねていただきまして、第2条中の表中、郡上市和良学校給食センターの項を削るものでございます。附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するというものでございます。

もう1枚はねていただきまして、新旧対照表、ごらんいただきますとおりでございます。表中、一番下段の郡上市和良学校給食センターの項を削るものでございます。この和良学校給食センターの施設につきましては、昭和46年の建築でございます。61年に学校の大規模改修にあわせまして改修を行ってございますが、市内の学校給食センターでは一番古い施設でございます。今年度におきましては、和良地域の小中学校に給食約190食を供給しているところでございます。

この施設、調理場はワンフロアになってございまして、また、常に床へ水をまくというウェットシステム方式ということで、郡上の市内におきましては、ここだけがそうしたシステムで残っておるわけございまして、衛生管理上あるいは労働環境からも改善を望まれている施設となっているところでございます。

西和良中学校、それから、和良中学校の統合を機会にこのセンターを廃止しまして、八幡学校給食センターにその機能を統合するものでございます。

小学校、中学校の保護者に対しましては、昨年それぞれ説明会を開催させていただきまして、平成23年の4月から八幡学校給食センターからの配送に御理解をいただいているというところでござ



います。どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、議案第17号でございます。郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、施設の利用促進を図るよう白山文化博物館ほか4施設の入館料を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

この改正の背景でございますが、この白山文化博物館ほか4施設につきましては、合併後もそれぞれ旧町村時の料金で現在に至っているところでございます。

また、冬期間につきましては、入館者が非常に少ない施設もございまして、監査委員さんからもいろいろと御意見をいただいていたところでございます。

県内の博物館施設等の入館料等も調査をさせていただきました。多くは、200円、300円という施設が多くございまして、歴史民俗資料館というような施設につきましては無料という施設もございます。また、こうした施設の展示物につきましては、やはり市地域の財産でもございまして、誇りでもございます。多くの市民の皆さんに見ていただきたいと。また、教育的見地からも小学生、中学生の学習の場としていきたいというような考えもございまして、そういったことを考えまして、市民をはじめ多くの皆さんに利用していただける、あるいは入っていただける料金の見直しが必要であるということから、今回改めることにしたわけでございます。

内容につきましては、2枚はねていただきますと新旧対照表がございまして、先ほど白山文化博物館ほか4施設というふうに申し上げましたが、この新旧対照表の旧のところを見ていただきますと、5施設の説明が記載してございます。それぞれ入館料の料金が設定されておりましたが、新を見ていただきますように、大和のフィールドミュージアムの大和文化財収蔵・展示館、それから、白山文化博物館につきましては、高校生以上300円、小中学生100円と。それから、美並ふるさと館、明宝歴史民俗資料館、和良歴史資料館につきましては、高校生以上200円、小中学生100円と。20人以上の団体の入館料につきましても、改めてさせていただくものでございます。

附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行をしようとするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、次でございます。議案第18号 郡上八幡楽藝館（旧林療院）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上八幡楽藝館（旧林療院）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、施設の利用促進を図るよう入館料等の規定を定めるため、この条例を定めようとする

ものでございます。

入館料の改正理由につきましては、前の議案第17号の博物館等の入館料の改正と同じ背景をもって改正しようとするものでございます。あわせて、施設の使用の許可、それから、使用の制限の条文も加えるものでございます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。7条につきましては、使用の許可、第8条につきましては、使用の制限につきまして条文を加えたものでございます。

最後のページでございますが、7条から14条につきましては、それぞれ2条ずつ条項を繰り下げるものでございます。

最後、別表の入館料につきましては、それぞれ変更はございませんが、団体割引につきまして、前の議案の博物館等の入館料の改正にあわせて高校生以上お一人150円、それから、小中学生お一人50円というふうに改正をさせていただくものでございます。

附則としまして、この条例は、平成23年4月1日から施行をしようとするものでございます。よろしくお願ひします。

それから、議案第19号でございます。郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出 郡上市長 日置敏明。

提案理由、施設の利用促進を図るよう入館料等の規定を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

入館料の改正等の背景につきましては、先ほどの楽藝館あるいは博物館等の入館料の改正と同じ背景を持って改正しようとするものでございます。

あわせて使用料を支払っていただく場所を加えさせていただきました。2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

11条の使用の許可、それから、12条の使用の不許可、それから、14条の使用料、18条の原状回復の義務の条文中に、ごらんいただきますように、和歌文学館会議室及びラウンジを加えさせていただきました。

最後のページでございますが、別表第1につきましては、入館料の改正でございます。博物館等の入館料の改正にあわせて入館料、高校生以上300円、小中学生100円、それから、団体20人以上につきましてそれぞれ改めさせていただいたものでございます。

それから、別表第2につきましては、使用料の改正でございます。和歌文学館の会議室、ラウンジを加えさせていただきました。使用料につきましては、時間当たりの料金に改めさせていただき、また1日の上限額を定めるなどの改正を行わせていただいております。金額については省略さ

せていただきますが、ごらんいただきますように改正をさせていただいたところでございます。

附則としまして、平成23年4月1日から施行をしようとするものでございます。

最後でございます。議案第20号でございますが、郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について。

郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、西和良中学校及び和良中学校の施設用途を廃止し、新たに郡上東中学校の体育施設を市民の利用に供するため、この条例を定めようとするものでございます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんをいただきたいと思っております。別表中、この別表でございますが、中ほどの西和良中学校の項を削らせていただいております。最後のページをごらんいただきますと、和良中学校の項を削らせていただき、新たに郡上東中学校を加えさせていただきます、体育館、屋外運動場、それから、テニスコートの使用料を定めているものでございます。この使用料、照明料につきましては、市内の他の学校と同額の料金設定となっております。

この条例でございますが、平成23年4月1日から施行をするものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました15件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案付託料のとおり、所管の常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま所管の常任委員会に付託いたしました議案第6号から議案第20号までの15件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月24日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第20号までの15件については、3月24日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたします。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午後 0時06分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時58分）

---

◎議案第21号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程22、議案第21号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案第21号につきまして御説明させていただきます。

平成22年度郡上市一般会計補正予算（第8号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページを開いていただきたいと思いますが、平成22年度郡上市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,346万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300億9,608万1,000円とするものがございます。

2項は略させていただきます。

繰越明許費の補正、第2条ですが、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。そして、地方債の補正ですが、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるでございます。

それでは、6ページでございます。第2表の繰越明許費補正ということで、今回の補正につきましては、いずれにつきましても年度末を迎え、事業の確定等々によりまして、歳入、それから、歳出、一切の事業費の調整し上げさせていただいております。この繰越明許費につきましても、年度内での工事の完了が難しいということと次年度におくらせていただき実施するという内容のものがございます。

まず、追加で、総務費の総務管理費、庁舎等の耐震診断、これは、和良の町民センターを想定してございましたが、127万9,000円、それから、市有林の整備事業、こちらで一部市有林の関係の事業346万4,000円、それから、公共交通車両等購入事業とございますが、バス停の位置等をあらわす看板の関係の制作で240万円、それから、民生費の社会福祉費、介護サービス事業特別会計繰出金、こちらで1,330万円、衛生費の保健衛生費、上水道事業会計への繰り出しで1,050万円、簡易水道特別会計への繰り出しで600万円、それから、清掃費でごみ収集車の整備事業700万円、農林水産業費の林業費で森林病虫害防除事業384万2,000円、それから、林道整備事業、これ4路線ですが2,050万円、その下の林道整備事業、これ1路線で160万1,000円、それから、過疎対策の林道整備4,496万8,000円、1路線です。それから、道整備交付金事業、これ1路線で2,073万円、それから、商工

費へいきまして、総合観光パンフレット作成141万8,000円、それから、市名表示看板設置事業613万4,000円、それから、温泉施設改修事業868万9,000円。

次、土木費の土木管理費で下水道特別会計への繰り出し、これは特環の関係ですが2,200万円。それから、道路橋りょう費の関係で、沿道修景の整備500万円、それから、合併特例道路整備事業、これ4路線でございまして9,563万5,000円、それから、市道整備事業3路線でございまして3,425万円、それから、同じく市道整備1路線で560万円、それから、辺地対策道路整備事業3路線で9,967万8,000円、それから、河川費で河川自然災害防止事業2カ所でございまして1,700万円、それから、都市計画費のまちづくり交付金事業、これ道路等6件含まれておりまして2億4,769万2,000円、それから、都市計画の施設修繕事業144万3,000円、住宅費で、住宅のリフォーム促進の事業で1,000万円。

8ページを見ていただきますと、消防費で消防施設整備事業、これは消火栓等の設置関係ですが、350万円、それから、災害復旧費で林業用施設6カ所です。2,107万8,000円と、合計で7億1,470万1,000円、繰越明許とさせていただきます。

それから、次は第3表の地方債補正の変更でございまして、額を今の事業等の確定によりまして変更にしてございます。まず、一般単独事業15億5,420万円を15億4,440万円に、その内容としましては、合併特例事業で15億4,250万円を15億3,270万円に改めるということです。

それから、辺地対策事業では、5億1,000万円を5億570万円に、それから、補助災害復旧事業におきましては、4,700万円を2,750万円に、それから、過疎対策事業では、6億8,210万円を6億8,150万円に、合計で42億9,330万円を42億5,910万円に改めさせていただくという内容のものでございます。

それでは、次に、12ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。地方特例交付金で2,720万8,000円の増で、こちらのほうは額が確定しまして上げてございます。地方交付税1億1,625万6,000円、こちらも同様に額の確定によりまして最終計上でございます。

それから、分担金及び負担金の農林水産業費分担金、減額の281万1,000円、内訳としまして、農業費の分担金で、減額の150万2,000円、県単の土地改良、それから、農業用施設の災害復旧等の事業確定によるものでございます。

それから、林業費分担金130万9,000円、こちらも事業の確定によるものでございます。

それから、土木費の分担金11万3,000円、これは新たに橋梁添架の関係での負担金を組みさせていただいております。

それから、使用料及び手数料の商工使用料420万2,000円減額でございます。入湯者、温泉の使用料につきまして、これだけ減額をさせていただいたわけでございます。

それから、国庫支出金の国庫負担金、民生費の国庫負担金です。1億951万2,000円の減額でござ

います。これは、いずれも交付決定あるいは実績等によりまして上げてございまして、障害福祉費負担金、こちらは自立支援の関係でございまして、減額の56万9,000円、それから、児童福祉費の負担金私立保育所の運営関係、これは入園者等の実績によりまして198万円の増、それから、保険基盤安定負担金、これも交付決定によりまして9万2,000円、それから、子ども手当費負担金、これ1億1,101万5,000円ということで非常に大きいわけなんです、当初の予算計上に当たりまして、その該当人数の把握に誤りがございまして、このような減額扱いにさせていただいております。よろしく願いいたします。

それから、災害復旧費の国庫負担金505万円の減額、これは、公共土木施設災害の復旧費の負担金、工事費の確定によるものでございます。

それから、国庫支出金の国庫補助金、総務費の国庫補助金2万7,000円の減額と。これは、辺地の共聴施設の関係での事業実績によるものでございます。

それから、民生費の国庫補助金、減額の371万9,000円、障害福祉費の補助金、これは地域生活支援事業の補助金、実績によるものでして減額の321万9,000円の減額でございまして。それから、児童福祉費の補助金、こちら一時保育の実績によるものですが、50万円の減額ということなんです。

それから、その下の土木費の国庫補助金54万8,000円の増ということでございまして、道路橋りょうの補助金で減額の16万8,000円、額の確定によるものでございます。

住宅費の補助金71万6,000円、こちら同様に実績に基づく額の確定ということで増でございまして。

それから、教育費の国庫補助金2,438万円、内訳として総務費の補助金で2,472万円の増ということにして、公立学校の施設整備の補助で減額の910万7,000円、それから、安全・安心な学校づくりの交付金の関係は3,382万7,000円、それぞれ額が確定し、計上させていただきました。

それから、その下、小学校費の補助金ですが、へき地児童の援助費等補助金、実績で減額の34万円ということでございます。これはバス購入費の費用の確定ということでございます。

次、14ページの民生費県補助金111万3,000円増ということでございます。これはいずれも額の確定によるものでして、障害福祉費の負担金、減額の28万4,000円、自立支援の関係の負担金です。それから、児童福祉費の負担金99万円の増、入園児等の増によるもの、それから、児童手当費負担金7,677万5,000円の減額と、説明欄にそれぞれの該当負担金を入れてございまして、いずれも子ども手当の財源構成によるものということで確定によるものです。

それから、保険基盤安定負担金221万6,000円の増。これも交付見込みによるもの、それから、08子ども手当費負担金、ここに上で減額しました児童手当費負担金をこちらのほうへ移したというふうに計上させていただいております。7,496万6,000円ということでございます。

それから、県支出金の県補助金、総務費の県補助金が863万1,000円の増ということでして、県の

市町村振興補助金で200万円、それから、自主運行バスの総合補助の関係での額が737万7,000円、消費者行政の関係で減額で74万6,000円という内容でございます。

それから、民生費の県補助金、減額の567万2,000円、それぞれこれも交付決定等によるものですが、障害福祉費補助金、減額の160万9,000円、生活支援事業の補助金、それから、老人福祉費の補助金24万6,000円の増ということで、これは利用者負担の減免措置の関係の補助金でございます。

そして、児童福祉費の補助金、減額の430万9,000円、延長保育、あるいは、低年齢児の保育促進ということでの事業実績による減額でございます。

次に、農林水産業費の県補助金、減額2,948万8,000円、内訳としまして、農業費の補助金、減額の245万7,000円上げてございます。飛騨・美濃じまん農産物育成支援の関係、これはトマトハウス等の設置補助ですが、185万5,000円の減額、それから、経営体育成交付金、こちらのほうでは60万2,000円の減額という内訳でございます。

それから、次の農地費の補助金67万4,000円、これは土地改良の関係の事業補助でございます。事業の確定によるものです。

林業費の補助金、減額の2,635万7,000円、それぞれ林業グループ活動化事業費補助金から以下里山再生の対策事業補助金まで入れてございますが、いずれにしても、事業費の確定に伴いまして費用の調整をさせていただいたということでございます。

土木費の県補助金、減額の109万2,000円、木造住宅の耐震診断の関係、あるいは耐震補強の関係での事業の確定によるものでございます。

それから、教育費の県補助金110万9,000円、総務費の補助金で70万円、これは県市町村振興補助が決まったということでの内容のものであり、社会教育費の補助40万9,000円、放課後子ども教室の関係での事業費補助の確定によるものです。

それから、災害復旧費の県補助金で減額の244万1,000円で、農林水産施設の災害復旧132万6,000円、それから、林業用施設の関係で111万5,000円、いずれにしても事業の確定によるものでございます。

それから、県支出金の県委託金、総務費委託金、減額の1,326万1,000円、こちらは選挙費、参議院選挙の執行実績ということで1,232万6,000円減額させていただいております。それから、統計調査費の委託で93万5,000円の減額、これも事業の実績によるものでございます。

それから、次16ページでございまして、県支出金の県交付金、電源立地地域対策交付金減額の16万4,000円でございます。これは事業実績による事業の確定ということで減額させていただきました。

それから、財産収入の財産運用収入、利子及び配当金ですが、1,671万円の増と。こちらのほうは財調とか減債基金等々の基金利子を上げてございます。

それから、財産収入の財産売払収入ですが、1,277万7,000円、内訳としまして、土地建物の売り払いで減額の1,039万3,000円、当初、代替地ということで予定をしておりました土地が売却の予定が減ったということで、とりあえず減額させていただいております。

それから、立木の売り払いということで2,317万円計上してございます。

それから、寄附金、ふるさと寄附金で551万2,000円でございます。それぞれ説明欄に関係します寄附の区分、寄附者の希望に基づく寄附の区分をそれぞれ上げてございます。これは、去年の4月からこの1月末までの御寄附をいただいたふるさと寄附ということで、御寄附をいただいた総額になってございます。

それから、繰入金の特別会計繰入金27万5,000円、老人保健の特別会計から事業の調整ということで入れてございます。

それから、繰入金の基金繰り入れですが、特定目的基金繰入金、減額の236万円、郡上市ふるさと応援基金繰入金で、それぞれ説明欄に3つの寄附区分入れてございますが、事業の実績に基づきまして減額という対応をさせていただいております。

それから、減債基金繰入金9,972万9,000円、減債基金のほうから繰り入れてございます。

それから、次18ページで、諸収入の受託事業収入、農林水産業費受託事業収入295万6,000円でございます。こちらのほうは、造林事業の受託ということで、公団造林事業の事業費がこの額ほど増額で確定をしたということでございます。

それから、諸収入の雑入ですが、7,015万円、総務費の雑入5,510万7,000円、県の市町村振興協会の交付金ということで、市町村振興協会のほうでは、今の宝くじの収益等を運営しとっていただくわけなんです、今回、来年度、清流国体等、県内で予定されとることから、今回応分の配分といいますか、こういう国体、あるいは地域振興に有効活用ということで配分がなされたものでございます。

それから、教育費の雑入1,504万3,000円、これは、スポーツ振興くじの助成ということで受け入れをさせていただいております。

それから、市債ですが、農林水産業債、減額の80万円、林業債で内訳として辺地及び過疎のところで減額してございます。それから、土木債、道路橋りょう債で820万円の増、都市整備債で1,800万円の減と、いずれも合併特例債の事業の中で区分の変更をさせております。

それから、教育債で410万円の減額、こちらは小学校債でして、辺地対策事業債を減らしてございます。これは、スクールバスの購入の事業実績によるものということです。

それから、11の災害復旧事業債、減額の1,950万円、災害復旧、それぞれ公共土木、農地農業用施設、林業用施設等によります事業の確定によりまして事業債を減額させていただきました。

次に、歳出でございます。総務費の総務管理費の一般管理費7,404万8,000円の増ということで、



説明欄に上げてございますが、職員給与費で7,479万4,000円、こちらは勸奨退職に伴います特別負担金を計上してございます。

それから、報償費以下負担金補助金につきましては、消費者行政の関係での事業の確定に伴いまして、それぞれ減額の措置をとらせていただいたということでございます。

それから、文書広報費350万円の減額です。こちらは、委託料、管理委託料で減額してございまして、無線の放送管理経費の入札差金ということで減でございまして。

それから、次、財産管理費で1億2,695万円増ということで上げてございます。この説明欄にそれぞれ書いてございますが、市有林の整備につきましては、利用間伐をできるだけ進めたということで、運送費等の事業がのしまして、その分、645万2,000円上げてございまして、条件不利のところにつきましては、事業費の確定に伴うもの等ございまして、461万3,000円の減、それから、財政調整基金の積立金から土地開発基金の繰出金につきましては、25の積立金1億2,511万1,000円ということで総額が上げてございますが、その内訳ということで御理解いただきたいと思っております。

企画費6,224万5,000円でございまして。負担金補助交付金で上げてございまして、次ページの20ページを見ていただきますと、特に長良川鉄道の支援対策事業、それから、近代化の関係では、当初の見込みよりも減額させていただいておりますが、鉄道経営の、いわゆる損失補てんですが、こちらで6,783万9,000円計上をしてございます。

それから、情報管理費で2万7,000円の減、こちらのほうは負担金補助で共聴施設の事業が確定しまして、当初の見込みよりも該当世帯が減ったということから減額してございます。

それから、総務費の選挙費で1,232万6,000円の減額ということで、報酬から備品購入のところまでそれぞれ計上してございますが、いずれにしましても参議院議員選挙の経費予算につきましては3年前の参議院選挙を目安にして予算化したという経緯もありまして、実質事業の執行に当たりまして、このこうした額で執行がかなったということで減額してございます。

それから、総務費の統計調査費の基幹統計調査費、減額の93万5,000円、こちら報酬から役務費のところ減額してございますが、国勢調査あるいは工業統計調査の事業の完了にあわせて減額措置をとらせていただいております。

22ページの民生費の社会福祉費、社会福祉総務費でございまして。73万8,000円の増ということで、それぞれ特別会計への繰出金の額を国保につきましては315万2,000円、それから、直営の診療所につきましては減額の241万4,000円ということですが、額の見込み、確定見込みということで73万8,000円増額してございます。

それから、障害者福祉費1,612万2,000円、こちらのほうは扶助費と償還金、利子及び割引料ということでの計上になってございますが、過年度分の精算返還金からそれぞれの事業項目を上げてございまして、いずれにしましても事業のそれぞれ確定に伴いまして事業調整等をさせていただいた

ということでございます。

それから、老人福祉費181万9,000円の増ということです。賃金から繰出金のところで計上してございます。こちらも介護予防のケアマネジメント事業以下、繰出金まで上げておりますが、事業の実績によるものでございます。

それから、次が、介護保険事業費で122万4,000円の増と、負担金補助と繰出金で計上してございます。いずれにしても事業実績によるものということをお願いいたします。

それから、民生費の児童福祉費、事業福祉総務費、減額の811万8,000円、こちらのほうもそれぞれ事業の確定によるものでして、低年齢児の保育、一時保育、延長保育等々の事業調整をさせていただいております。

それから、児童措置費減額の9,516万8,000円でございます。子ども手当の給付事業1億966万8,000円、減額で上げております。これは、歳入のところでも御説明しましたが、当初の対象人の把握のところでも過大であったというふうなことが原因でして減額をさせていただいております。

それから、24ページを見ていただきますと、衛生費の保健衛生総務費減額の2,233万8,000円、負担金補助と繰出金のところでそれぞれ減額をしてございます。病院の事業会計あるいは簡易水道の特別会計等への事業の見込みによりまして減額調整をさせていただいております。

それから、環境衛生費のところ、減額の801万8,000円でございます。委託料と繰出金で上げてございます。こちらも事業の見込み確定ということで、焼却施設の解体につきましては、事業費の入札差金ということで計上してございますし、下水道の特別会計の繰出金につきましては、それぞれ事業見込みということで上げてございます。

清掃費の塵芥処理費減額の239万5,000円、これにつきましては、ごみ収集車の入札差金という内容でございます。

それから、農林水産業費の農業総務費46万1,000円、こちらのほうは償還金と還付加算金ということで46万1,000円お願いしてございます。これは、過日の不適正経理ということで今回計上させていただいております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、農業振興費減額の308万7,000円、負担金補助の項目でもちまして、それぞれ事業の確定に伴いまして減額措置をさせていただいております。

それから、農地費の農地総務費で1,328万1,000円でございます。こちらの償還金、それから、還付加算金496万1,000円でございますが、これも先ほど農業総務費と同様、不適正経理に係る建設部所管分ということで計上してございます。よろしくお願いをいたします。

それから、繰出金は、下水の特会への繰り出しでございます。

それから、土地改良費減額の168万2,000円、事業費から工事請負まで上げてございますが、県単の土地改良の事業の確定によるものということでございます。

それから、林業費の林業振興費、減額の195万円でございます。負担金補助のところまで上げてございまして、これも幾つか説明欄に記載してございますが、すべて事業の確定によるものですので、よろしく願いいたします。

それから、林業費の林道費減額の264万4,000円でございます。このうちの償還利子のところ、償還金と還付加算金で372万4,000円上げてございます。これも前のところで御説明しましたように、過日の不適正経理に伴います建設部所管分の林道がらみのもと、林道費関係のものということで計上してございます。よろしく願いをいたします。

それ以外のものにつきましては、それぞれ市単の林道整備事業ほか事業の確定による調整をしたものでございます。

それから、商工費の商工振興費、減額の1,053万1,000円でございます。負担金補助で上げてございまして、緊急経済対策資金利子補給の事業が実績により減額という措置をとらせていただいております。それから、観光施設費200万円の減額と、こちらのほうは温泉施設の運営費でもって減額をしてございます。賃金でございます。

それから、土木費の土木管理費、土木総務費ですが、518万9,000円でございます。これは、下水道関係特環、公共、それぞれへの繰り出しの事業見込みによるものということで上げてございます。

それから、次28ページの道路橋りょう費の道路新設改良費721万6,000円の増ということでございまして、委託料から補償補填のところまで上げてございます。いずれも事業の確定によるものということで計上しました。

それから、土木費の都市計画費の都市計画総務費1,900万円の減額でございます。工事請負から補償補填で上げてございますが、こちらもちまちづくり交付金関係での事業の確定によるものということでございます。

次に、住宅費の住宅管理費減額の172万5,000円、委託料と、それから、負担金補助のところまで減額してございますが、それぞれ耐震あるいは耐震補強の関係での事業費の確定によるものということでございます。

それから、住宅建設費486万6,000円の減額、こちらにつきましては、公有財産の購入費で上げてございまして、分譲宅地の購入事業につきまして当初の見込みよりも少なかったということで減額させていただいております。

それから、消防費の消防施設費で46万8,000円、こちらのほうは光をそそぐ交付金の関係でつもりをしておりました災害時要援護者の事業ですが、事業が該当しないということでこちらは減額しまして、一般の事業で対応するという組み替えと、それから、維持管理のところにつきましては、和良の詰所の移設等に伴う修繕費が主たるものでございます。

それから、教育費の教育総務費で100万円の減額ということでございます。これは、英語指導助

手の招へい事業に関係します事業費を減額させていただいております。

それから、学校通学対策費減額の363万4,000円でございます。スクールバスの購入に当たりましての入札差金というものでございます。

それから、次、小学校費の学校管理費で減額の400万円でございます。これは、小学校の管理事務経費の業務の見直しということで、賃金ですが、400万円ほど減額としてございます。

それから、中学校費の学校建設費1億1,900万円の減額ということで、こちらのほうは白鳥中学校の改築工事、あるいは市民総合運動場の整備ということを手がけたわけなんです、そちらにより入札差金と、事業の確定によるものということで減額、工事請負費で減額とさせていただいております。

それから、公民館費、図書館費につきましては、財源の振り替えということでお願いをいたします。

それから、教育費の保健体育費の保健体育総務費につきましても同様でございます。体育施設費の394万8,000円の減額につきましては、工事請負費で減額と、入札差金ということで事業の確定によるものでございます。

それから、災害復旧費の農業施設災害853万2,000円の減額ということで、こちらも事業費の確定によるものでございます。林業用施設災害1,575万3,000円の減額、これも同様に林業用施設の事業の確定によるものということでございます。

それから、32ページですが、災害復旧の公共土木施設災害復旧で減額の695万4,000円、工事請負で上げてございまして、こちらも同様で現年災の事業費が確定をしたということでございます。

それから、公債費で元金2億3,721万6,000円上げてございまして、こちらのほうは繰上償還をさせていただいたということで、利率は1.7%と1.75%と2本でございます。この機会に本年度への負担を少しでも軽くしたいというような願いの中で繰上償還をさせていただきました。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑をなしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第21号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第22号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程23、議案第22号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第22号をよろしく申し上げます。

平成22年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして1ページのほうをお願いいたします。

平成22年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,220万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,509万2,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ870万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,924万9,000円とする。以下は省略させていただきます。

おめくりいただきまして、7ページのほうをお願いいたします。議員の皆様方には、事業概要説明の一覧表もわたっておると思いますので、そちらのほうも一緒にあわせて見ていただければありがたいというふうに思っております。

17ページになろうかと思えます、概要一覧のほうは。歳入でございますが、国民健康保険税であります。退職被保険者等国民健康保険税で補正額1,377万6,000円でございます。御承知のように、退職被保険者につきましては、64歳以下の方で、いわゆる厚生年金、共済年金等に原則20年以上でありますとか、40歳以降ですと10年以上加入してみえた方が、また老齢年金を受けている方々が本人、さらには退職被保険者本人の収入で生計を立てている方々が対象になる制度でございますが、節のところで現年課税分、後期高齢者支援分、介護納付金ということで、それぞれ123万4,000円、742万5,000円、511万7,000円を補正で増額するものでございます。

次に、国庫負担金でございますけれども、療養給付費等の負担金で1,290万6,000円でございます。内訳としましては、療養給付費、いわゆる医療費でございますが、その増加に伴うものが1,286万3,000円、あと老人保健医療の拠出金、介護納付金の負担金、後期高齢者支援の負担金につきましては、額の決定による増減でございます。

高額医療費共同事業負担金でございますが、補正額が100万9,000円の減でございます。これは、1件80万円を超える医療費の額の国が4分の1ということでの額の確定によるものでございます。

次に、特定健康診査等負担金であります。245万2,000円の減額でございます。このことにつきましても交付申請による額の確定ということで、国のほうからは3分の1をいただいております。

次に、国庫補助金であります。財政調整交付金146万9,000円の増でございます。特別調整交付金ということで、直診のへき地診療分、国保の保健事業分にかかわります。それからレセプト点検のシステム等々の特別調整にかかわります。事業費の確定ということでございます。

めくっていただきまして、8ページでございます。療養給付費等交付金1,048万3,000円の増でございます。支払い基金のほうからいただくものでございますけれども、退職者の方の療養給付費、療養費等々の額がふえているということで交付金も上がってきております。

県負担金、高額医療費共同事業負担金、100万9,000円の減でございます。これも同じく額の決定ということでございます。

それから、特定健康診査等負担金245万2,000円の減でございますが、これも額の決定によるものでございます。

次に、共同事業交付金でございますが、国保連からの交付金でございますが、高額医療費の共同事業交付金ということで、2,090万円の減でございます。これは交付見込み額の決定ということでございます。

保険財政共同安定化事業交付金2,720万7,000円でございますが、これは1件30万円を超えるものもございまして、これも交付金の減額の決定ということでございます。

次に、財産運用収入であります。利子及び配当金、補正額が3万9,000円でございますが、これは基金利息でございます。

次に、他会計繰入金、一般会計繰入金でございますが、315万2,000円、保険基盤安定繰入金の保険税の軽減分並びに保険者の支援分、それから事務費の繰り入れ分ということで、289万4,000円、18万6,000円、7万2,000円、それぞれ額の決定ということでございます。

基金繰入金4,900万円の減、先般の補正で出ささせていただきましたが、事業の中でのいろんな見込み、歳入歳出の調整をとりながら、今回基金のほうにつきましては4,900万円を減ということで調整をさせていただきました。

次に、歳出でございます。

総務管理費、連合会への負担金、国保連への負担金であります。補正額205万3,000円でございます。これはレセプトの電子化にかかわる経費の額の確定ということでございます。

それから、運営協議会費、補正額7万2,000円、国保の運営協議会の回数を4回行いました。予算では3回分でありましたが、その分での増額でございます。

療養諸費、一般被保険者療養給付費4,200万8,000円、これは、いわゆる一般被保険者の方にかか

わる医療費でございます。医療費の増でございます。

退職者被保険者等療養給付費でございますが、これは財源内訳の更正でございます。

高額療養費、一般被保険者高額療養費、このことにつきましても財源内訳の歳入に伴います財源内訳の変更でございます、更正でございます。

後期高齢者支援金、補正額はありますが、これも同じく財源更正でございます。

続きまして、老人保健医療費拠出金、このことにつきましても財源更正でございます。

めくっていただきまして12ページでございます。介護納付金、このことにつきましても財源更正でございます。

次に、共同事業拠出金、国保連への支出でございますが、高額共同事業ということで403万4,000円の減でございます。これも交付決定ということでございます。決定しました。

それから、次に保険財政共同安定化事業で、1億175万8,000円、これも交付決定額の確定ということでございます。

次に、特定健康診査等事業費、補正額はあります。これは財源更正でございます。

基金積立金3万9,000円、財政調整基金の利息でございます。

次に、繰出金、直営診療施設勘定への繰出金115万6,000円の減、これはへき地診療所等々での保健事業分に対するものでありますが、減ということでございます。

病院会計繰出金57万2,000円、病院会計への繰り出しでございます。

続きまして、18ページのほうをお願いしたいと思います。事業概要のほうは20ページになります。

直営診療施設勘定であります。歳入、外来の収入ということで国民健康保険診療報酬収入ということで60万円の増でございます。高鷲の診療所と和良の歯科医と和良の診療所の三つがこの会計で行っておるわけでございますが、トータルでは60万円の、国保の関係では増ということでございます。

社会保険診療報酬収入につきましては、530万円の減でございます。それぞれの社保の関係の方の患者数が減ったということでの減であります。

後期高齢者保険診療報酬につきましては、398万2,000円の減でございます。このことにつきましても高鷲・和良歯科診療所のほうでの患者数の減ということでございます。

介護保険診療報酬収入60万円の減でございます。このことにつきましては、高鷲診療所につきましては若干ゼロでありましたが、和良の診療所につきましては減というようなことでございました。

一部負担金収入であります。200万円の減でございます。これも患者数の減少によるものでございます。

その他の診療報酬収入であります。47万4,000円でございます。これも患者数の増減ということでございます。

諸検査等の収入であります、40万円の減であります、特定健診の受けていただく方の数が減ったというようなことでの減でございます。

次に、入院の収入でございますが、国保の関係の方の入院でございますが、補正額が60万円の減でございました。

それから、社会保険診療収入につきましても、入院でございますが40万円の増ということでございました。入院につきましては、御承知のように和良の診療所関係だけでございます。

後期高齢者保険診療報酬につきましては、140万円の減ということで、患者数の減ということでございます。

一部負担金の収入でございますが、これも20万円の減ということでございました。

他会計からの繰入金でございますが、先ほど一般会計でも話がありましたが、一般会計からの繰入金につきましては、241万4,000円の減であります。

特別会計繰入金ということで、国保事業勘定からの繰入金につきましても115万6,000円の減でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金で833万8,000円でございます。

雑入でございますが、補正額が35万6,000円の減でございます。物品等での販売の減ということが主なものでございます。

次に、受託事業収入、へき地医療研修費受託事業ということで、10万5,000円でございますが、事業が確定したということでございます。

めくっていただきまして、歳出のほうでございますが、一般管理費でございますが、一般管理費で補正額が270万1,000円、賃金で190万円、それから需用費5万6,000円、委託費40万円、使用料34万5,000円ということでございますが、それぞれ高鷲の診療所におけます職員の賃金、それから管理費等々の減ということでございます。

それから、医療費のほうであります、医療用衛生材料費の600万円の減でございます。これは高鷲の診療所におきましては、院内での処方をしておりますので、患者数が減った分、医療費、衛生材料費、薬代であります、そちらのほうも減少したというものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。



議案第22号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第23号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程24、議案第23号 平成22年度郡上市老人保健特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長(布田孝文君) 議案第23号でございます。平成22年度郡上市老人保健特別会計補正予算(第3号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の老人保健特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ895万1,000円とする。

以下省略をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、最後の4ページ目でございます。御承知のように老人保健特別会計は、今年度締めるといふことでございますので、歳入のほうでは繰越金として補正額27万5,000円ございました。その前年度繰越金を歳出としまして一般会計へ27万5,000円繰り出すというものでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) それでは、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し採決をいたします。

議案第23号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第24号について(提案説明・採決)

○議長（池田喜八郎君） 日程25、議案第24号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） それでは、議案第24号を御説明申し上げます。

平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをごらんをいただきたいと思います。

平成22年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,540万1,000円とする。

2項は省略をいたします。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

3 ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。新規で款2の資本的支出、項1の建設改良費で、まず相生簡易生活基盤近代化事業1,374万5,000円の繰り越しを行うものでございます。これは、相生農集の下水関連で簡水の老朽管の布設がえを行っているものでございますが、第4工区寺本地内の工事分でございます。

続きまして、畑佐簡水浄水場改良事業でございますが、2,460万円でございます。これは、明宝和良間のトンネルにおけます県工事において畑佐の簡水の取水が支障になるというようなことから、県の補償によりまして、この簡水にはもう一つ奥住に浄水場がございますが、そちらのほうへ増嵩工事で統合する工事分でございます。

続きまして、きめ細かな交付金事業、石徹白簡水の配水管布設替事業650万円でございますが、これは翌債事業で実施するものでございます。

続きまして、第3表の地方債補正、変更でございますが、それぞれ限度額の補正を行うものでございます。

まず、簡易水道事業で補正前限度額2億2,390万円を2億2,460万円、過疎対策事業で補正前1億1,530万円を補正後1億1,600万円にそれぞれ行うものでございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。あわせまして事業概要説明の23ページのほうをご

らんいただければと思いますので、お願いをいたします。

まず、歳入でございますが、款1 営業収益、項2 営業外収益の繰入金で334万8,000円の減額でございますが、これは一般会計繰入金の減額を行うものでございます。

続きまして、繰越金で1,615万円の追加でございます。これは前年度繰越金の最終的な予算化を行うものでございます。

続きまして、款2 資本的収入、項1 の建設改良事業収入でございます。

まず、国庫支出金で、777万7,000円の減額でございます。これは和良統合簡水事業の補助対象事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、県支出金618万8,000円の追加でございます。これは同じく和良統合簡水事業に係ります県の補助金の補助決定に伴うものでございまして、当初、県の財政状況から22年度については補助決定がされておらなかったわけでございますが、継続事業でございます和良統合簡水につきましては補助をするということで。ただ、平成21年度は国庫補助に対して8分の1の補助をいただいておりますが、最終的に16分の1の補助ということで、前年度対比2分の1ということで最終的に決定されたことに伴いまして補正を行うものでございます。

続きまして、市債で140万円の追加でございます。これも和良統合簡水事業の起債対象事業費の確定に伴うものでございまして、簡水債で70万円、過疎債で70万円でございます。

続きまして、繰入金で1,596万1,000円の減額でございますが、これは一般会計繰入金の減額を行うものでございますが、建設改良費の財源組み替え、それから前年度繰越金の予算化に伴う減でございます。

6 ページをお願いをいたします。

歳出でございます。款1 事業費、項1 営業費用でございまして、まず総務管理費でございますが、これは起債の償還利子の補正に伴いまして財源の組み替えを行うというものでございます。

続きまして、款1 事業費の営業外費用のほうでございますが、利子で334万8,000円の減額でございます。内容といたしましては利子及び割引料で、減額でございますが21年度分の発行債の利率確定に伴うものでございます。

続きまして、款2 資本的支出、項1 建設改良費の改良費でございますが、これも和良統合簡水事業の補助対象事業費の確定に伴いまして、財源の組み替えを行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第24号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第25号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程26、議案第25号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長(木下好弘君) 議案第25号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(第5号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,321万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,020万1,000円とする。

2項は省略をいたします。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

続きまして、地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。追加でございます、款3建設費、項1の建設費で、まずきめ細かな交付金事業の特環の白鳥処理区建設事業2,200万円でございますが、これは翌債事業でお願いをしたいというものでございます。

続きまして、特環の美並中央処理区建設事業1,500万円でございますが、これは美並の処理場の増築工事の分でございます。

続きまして、第3表地方債補正、変更でございます。これにつきましても限度額の変更を行うものでございます。内容といたしましては、まず下水道事業で補正前3億1,530万円を2億8,170万円に、内訳といたしまして公共下水道事業で1,040万円を280万円に、特定環境保全公共下水道事業で8,570万円を7,240万円に、農業集落排水事業で2億560万円を2億250万円に、個別排水事業で1,360万円を400万円にそれぞれ行うものでございます。

続きまして、辺地対策事業でございますが、補正前限度額1,150万円を660万円に、過疎対策事業

では150万円を80万円とするものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。あわせて事業概要説明の24ページから27ページまででございますが、あわせてごらんいただければと思います。

まず、歳入でございます。

款1分担金及び負担金の受益者分担金及び負担金の個別排水事業受益者分担金で10万円の減額でございます。これは現年度の受益者分担金でございますが、市型の浄化槽設置基数の確定に伴いまして、高鷲地域で1件分の加入分担金の減額を行うものでございますが。内容といたしましては、予算では7人槽で見ておったものを実績としては5人槽になったということで、高鷲地域につきましては昨年度下水道分担金につきましても料金統一と合わせて統一をさせていただいておりますが、まだ経過措置期間ということで、旧町村の分担金で実施しとの関係で、7人槽につきましては高鷲が40万円でございます。5人槽につきましては加入分担金が30万円ということで10万円の差があるということでの減額でございます。

続きまして、款3国庫支出金、項1の国庫補助金でございます。特定環境保全公共下水道国庫補助金で725万円の減額でございます。これは大和と、それから美並の処理場の建設事業費の確定に伴うものでございまして、大和分が450万円の減額、美並分といたしまして275万円の減額でございます。

続きまして、個別排水事業国庫補助金84万2,000円の減額でございます。これは同じく市型浄化槽の設置基数の確定によるものとしまして、701万3,000円の減額でございます。が、この事業につきましては循環型社会形成推進交付金事業という国の事業で実施をいたしておりますが、昨年度末あたりから国におけます平成23年の概算要求の状況から、翌年度の要はこの個別の事業枠の確保がなかなか困難な状況にあるというようなことから、当事業につきましては平成5年度からですが、年度間調整、国交省に基づく事業でございますが、年度間調整及び個人設置の事業との事業間調整を可能とされたということでございまして、この制度を活用するための財源措置を今回あわせて行わせていただくということで、内容説明のほうに国庫補助金の年度間調整額受け入れということで617万1,000円という金額が入っておりますが、これは今年度交付決定があったものを、通常ですと差額については精算をして返すわけでございますが、年度間調整として受け入れて来年度の事業の分を確保するというような内容でございます。これによりまして今年度の補助率は見かけ上、制度上は3分の1補助でございますけれども、見かけ上60%になります。

ただし、この617万1,000円につきましては、平成23年度には控除されるということになりますので、御承知おきをお願いをしたいというものでございます。

続きまして、県支出金でございますが、まず農業集落排水事業県補助金で282万8,000円の減額でございます。これは相生農集事業の補助対象事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、特定基盤整備推進交付金232万3,000円の減額でございますが、内訳といたしまして、特定環境保全公共下水道事業県交付金で267万4,000円の減額でございますが、これは県の要綱改正がございまして、従来補助率が、計算式がございまして、計算式の中の補助率が従来20分の1という補助率でございましたが、県の財政状況からということで要綱改正がございまして、これが40分の1、従来の2分の1になったということでの減額でございます。それから、あと一部、建設債の借り入れ率の確定に伴うものの影響がございました。

それから、もう一つは、農業集落排水事業の県交付金でございますが、こちらは35万1,000円の追加でございます。こちらのほうは従来どおりの補助率ということで決定をされておまして、建設債の借り入れ利率の確定に伴いまして増額になるというものでございます。

続きまして、7ページでございますが、款5の繰入金でございます。一般会計繰入金で39万3,000円の減額でございます。内訳といたしまして公共下水道一般会計繰入金で294万3,000円の減額、特定環境保全公共下水道事業一般会計繰入金で224万6,000円の減額、農業集落排水事業一般会計繰入金で83万2,000円の追加、個別排水事業一般会計繰入金で324万5,000円の減額、集合処理事業一般会計繰入金で27万9,000円の減額でございますが、これは歳出の補正、それから繰越金の予算化、また、その他財源の確定等に伴いましてそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、款6繰越金でございます。いずれも前年度繰越金の予算化を行うものでございまして、公共下水道事業の繰越金で254万3,000円の追加、特定環境保全公共下水道事業繰越金で500万2,000円の追加、農業集落排水事業繰越金で150万1,000円の追加、個別排水事業繰越金で40万円の追加、集合処理事業繰越金で27万9,000円の追加でございます。

8ページをお願いいたします。

市債でございます。まず下水道事業債で3,360万円の減額でございます。内訳といたしまして、公共下水道事業債で760万円の減額でございますが、これは建設費の減に伴うものでございます。

続きまして、特定環境保全公共下水道事業債で1,330万円の減額でございます。これは、大和、美並処理場の建設事業の確定によるものでございまして、大和分で670万円、美並分といたしまして660万円の減額でございます。

続きまして、農業集落排水事業債で310万円の減額でございますが、これは相生事業分でございます。

続きまして、個別排水事業債960万円の減額でございます。これは浄化槽の設置基数の確定及び先ほど御説明いたしました年度間調整に伴う補助金の受け入れでの財源組み替え等に影響するものでございまして、内訳といたしましては八幡で820万円、高鷲で60万円、明宝で80万円のそれぞれ減額でございます。

続きまして、辺地対策事業債で490万円の減額でございますが、内訳といたしまして個別排水事

業債で650万円の減額、理由は同様でございまして、八幡分650万円の減額でございます。

特定環境保全公共下水道事業債で160万円の追加でございますが、これは美並中央処理区の事業で大矢地区が南部辺地となったことによる増額ということでございます。起債対象になったということでございます。

続きまして、過疎対策事業債で70万円の減額でございます。個別排水事業債でございますが、先ほどの個別排水事業債、下水債、辺地債と理由は同様でございます。明宝分として70万円の減額でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務管理費で849万1,000円の追加でございます。内訳といたしまして、償還金で527万7,000円、還付加算金で321万4,000円の追加でございますが、これは平成21年12月の経理検査に伴います不適正経理ということでの指摘による補助金返還分でございます。こういう措置をさせていただくということでございます。大変ご迷惑をおかけいたしまして申しわけございませんでした。

続きまして、款3建設費でございます。まず公共下水道の建設費で800万円の減額でございます。内訳といたしまして工事請負費で800万円の減額でございますが、これは公共ですので八幡の都市計画エリアになりますが、尾崎町等でありますように低区エリアで、下水管は道路に入っておりますが、その下水管よりも低い所に水周り等があるような接続宅が想定されるというようなことから、加入申込があったときに即対応するために800万円予算措置をしておりましたが、22年度はそういうところでの接続はなかったということで今回減額をさせていただくというものでございます。実績がなかったということ。2基分を予定をいたしておりました。

続きまして、特定環境保全公共下水道の建設費で、1,707万6,000円の減額でございます。内訳といたしまして、需用費で12万円の減額、委託料で1,626万円の減額、使用料及び賃借料で32万1,000円の減額、土地購入費で38万5,000円の減額でございますが、これはそれぞれ建設事業の事業実績によるものでございまして、大和处理場事業分といたしまして1,059万3,000円の減額、美並処理場分といたしまして648万3,000円の減額でございます。

続きまして、農業集落排水建設費で360万4,000円の減額でございます。内訳といたしまして事業費で304万3,000円、役務費で24万円の減額でございますが、これは相生農集建設事業に係る事務費の減ということでございます。すみません、先ほどの内訳でもう一つ、賃借料32万1,000円ございましたので、申しわけございません。

10ページをお願いいたします。個別排水の建設費でございますが、2,026万円の減額でございます。内訳といたしまして、工事請負費でございますが、これは市型浄化槽の設置申し込み基数の確

定に伴うものでございます。予算的には予定で40基を予定をいたしておりましたが、現段階の申し込み基数は30基ということでございます。内訳といたしまして、八幡で23基、高鷲で2基、明宝で5基という内訳でございます。

続きまして、款4公債費でございます。まず元金でございますが、元金につきましては繰越金の予算化に伴います財源の組み替えによるものでございます。

続きまして、利子でございますが、276万2,000円の減額でございます。利子、割引料でございますが、これは21年度発行債の借り入れ利率の確定に伴うものでございまして、特定環境保全公共下水道債の関係で179万2,000円の減額、農業集落排水の関係で64万3,000円の減額、個別排水の関係で32万7,000円の減額ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいまの説明をいただきまして、大変詳細な説明をいただいておりますので、かなり理解はできておるんでありますが、一つは今10ページで説明されてもらったものなんですが、個別排水事業についての未執行と申しますか、2,000万円余の△がついている事業が来ておるんでありますが、要するに当初の計画予定から見ると実績に申し込み件数が少なかったと、こういう御説明でございました。金額的に言いますと4,600万円のうちの2,000万円ですから、まあ相当大きいんですが、10基程度の減額処理だというふうに説明がありましたが、その辺については事業見込みの時点においてはそれなりに根拠で積算されておるといふふうに想定してやっておられるというふうに思うんですけれども、その辺の見通しと実績についての乖離がやむを得ない理由なのかどうかという点を、もう少し御説明いただきたいということが1点ございますし。

それから、口明方地区でございますが、口明方地域の公共の事業の中のエリアでございますが、下水道事業の公共もございまして、特環の部分と接合しておりますよね、口明方地域については、公共の延長線上に特環がついておるといふ、そういう状態なんでございますが、その一部の地域においては、いわゆる当初は公共範囲の中で包括する、あるいは特環の中に包括してその地域全体を共通の事業でフォローするという事業の説明があったことがあるんですけども、要するにその地域が点在しておるといふ事情の中で、そういう離れた地域は合併浄化槽地域といふか市型の浄化槽地域ということで現在指定をされまして、そここのところの部分がかんが合併浄化槽に進んでこない。なぜ進まないかといふと、要するに近隣の地域は公共のいわゆる条件の中で浄化槽の処理がされていっておるんですけども、一定の地域は合併浄化槽だということで分離をされておるんです、事業の考え方の中で。そういう意味において将来的にいわれる合併浄化槽地域と公共地域あるいは



特環の地域に見直される時期が欲しいと、考えてもらいたいというような考え方が一部にあるものですから、なかなか合併浄化槽のほうに切りかえが進んでいかないという部分も実際あるんですけども。いわゆる担当部署としてはそういう地域においては郡上市全体で見ると、そういう固定した今までの事業計画エリアと、競合しとる部分の接合部分のところの見直しというようなことが期待をされるという意味があるんですけども、そういうような事業については着手をされるのか、既定の方針どおりエリア区分は厳正にそのまま進むのか、その辺の考え方があるや否やちょっと一回この際お伺いしておきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。意味がわからななにか。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） まず、1点目の補正前4,646万2,000円に対して、最終的に2,026万円を減額して2,620万円ということで、基数的に当初40基が30基で実績があった割には金額が大き過ぎんかと、この要因は何なんやという御質問ですが、当初につきましては、これも御存じのことと思いますが、補助基本額がございまして、3分の1ということでの補助基本額の限度額がございまして、補助基本額で予算措置は、まずはいたしておりました。ただ、今年度に関しては建設物価のほうが非常に下がったということで、設計のほうで要は金額が下がってきたということになります。

参考までに、大体10人槽ぐらいまでは使っておりますけども、メインでは、各人槽で大体補助単価と実績で、補助額ベースですが、補助額ベースで20万円ぐらいの差が出てきたというようなことで、減額の金額が大きかったというのは、予算では3分の1の補助基本額の限度額で予算を見ておったけども、実際実績が事業をやってみたら、要は補助基本額に満たんような実績で事業ができたというようなことで、通常よりも大きな減額が起きたということでございまして、お願いをいたします。

それから、2点目の御質問については、口明方のエリアということで、それが公共から特環、それから個別のエリアを挟みながらまた農集があるという、そしてまた個別があるというようなことで、まずは間の所をまずどうするのかというようなことじゃないかと思っておりますけども。私も水道部を担当いたしましていろいろ全体を見させていただく中で、現在は旧町村でエリア決定されたもので事業がほぼ済んでおりましたし、現在は完了いたしております。そういう中で今後どうしていくかということがございまして、ただ、そういうエリアについては、個別での市型で進んでおる部分も一部ございまして非常に難しい問題がございまして。

それから、郡上は御存じのとおりですが、いろいろ裁量しても事業が完了いたしますので、今後どうしていくかということになりますが、そういうところで今現在で申し上げられるのは、本当に少し延長していけば集合のエリアに取り込んでいけるという所も把握はいたしておりますので、本

当にできるのかどうかというところの検討をしつつあるんですが、していきたいという思いでございますので、きょうのところはそういうような方向で、新年度、統合等の計画も、下水統合ということも以前ちょっと申し上げましたけども、処理区域を今後の維持管理コストを、人口が減っていく中で今後の維持管理コストを考えると処理区域の統合等もいずれは考えていかなあかんやろうというようなことを申し上げておりますが、これが積極的にできるかどうかという、非常にこの農業政策等の関係も、それから下水道政策等の関係も出てまいりますから県との調整も必要になってまいりますので、またいろいろ御指導いただきながら、そういうところとあわせて兼ね合わせながら考えていきたいという思いでございますので、いつからできるかということとはちょっと別といたしまして、そういう方向で何とか、今の要は集合エリアに取り込んでいける、もしくは集合エリアでいろんな事業がありますけども、そういうところが処理区ごとの統合ということも考えていけんかというようなことは模索はいたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 説明はよくわかったんですが、要望的にちょっとお願いしておきたいんですが、もうちょっと具体的に言いますと、要するに口明方地区は農業集落排水として、例えば大谷地区がそういう予定だったですね、当初は。それから旭地区についてもいわゆる農業集落排水事業区域として当初は説明をされておったんです。そういう施設も終末的につくるという計画だったんです。ところが最終的にはそれがなかなか合意に至らないということで、非常に飛び出た地域になっただけなんです、要するにいわゆる田尻側からずっとこう延びてまいります、公共が。そして現在は旭地区を包括して、現在いわゆる相生までもっていくいわゆる管路の中につなぎ込んでおるんですよ、向かい側は。当初予定がされてなかったんですがそういうことになった。そういうものは管路のいわゆる径に影響することですので、むやみにふやしていくということは計画をオーバーする可能性があるということで、いわゆる組織がされただけなんです、当初は。それができないということだったんですよ。しかし、結局はつなぎ込みの中で現在は公共の中に含めて整備されておりますが、反対側は同じような理由で切り離して今おるんです。結局向かいがそういう状況の中で接続をしていったのに、一部の初納の上の部分が飛び出るとるんですよ。いわゆる合併浄化槽区域になっておるもんですから、非常にそこで差がいろいろな意味で出てくるということの中で、なかなか現在の状況から合併浄化槽に結びついていかないと。公共に将来結んでくれるという期待もそこにあるということから、今ちょっとそういう意味の考え方もありますので、事業を促進する上においてはそういう部分もある程度解決していきながら事業整備を進めてもらいたいというような思いがあるもんですから、ただいま言われようにそれはなかなか難しいことだということに思います。終末の管路の影響とか処理場の能力の問題も今ありますから、その辺がクリアできて初めて

エリアの拡大ということもなるわけでございますので、その辺についてはできるだけ調査をされ、試算をされながら、どちらがええかということについては御判断いただいて示していただきたいと、要望だけしておきます。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 15番。ちょっと声が小さいかもしれません。ささやくような声で申しわけありませんが。

一応、説明いただきました中で、平成21年12月の経理検査指摘による補助金返還というのがありますが、一般会計でも先ほどは出ておりましたが、やっぱりこれは不適正な処理であったということで国に対して返還をしなければならんということでもありますので、これは細かくは説明をいただいておりますし、承知をしておりますし、現市長がすべてかかわっているものでもないということも承知の上でございますが、やはり市民を代表する議会として、やはりこういうことでいよいよこの予算でもちまして最終的に結審をしていくということでございますので、突然で恐縮ですけども、市長さんとして、やはりこういうような問題に対して今後も踏まえて一言これに対する考え方をちょうだいしておきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今回の会計検査院による指摘によります不適正な経理ということについては、まづもって市民の皆さんあるいは国民の皆さん方に大変な御迷惑をおかけをしたと、あるいはまたそうしたことによって郡上市政への信頼を損なったということについては、まづもって心からおわびを申し上げたいというふうに思います。

これまで御説明をさせていただきましたように、今後に向かって再びこのようなことが起こらないようにしてまいりたいというふうに思っております。

今回、この返還金と、また加算金を含めて県に返還をしなければならぬということで補正をお願いしたわけでございますが、まことに心苦しく思っておる次第でございますが、ただいま申し上げましたように将来に向かっての根絶を期してまいりたいというふうに思っております。

なお、現在、返還金の事務は返還金の事務として処理をさせていただきたいと思っておりますが、職員は、私どもを含めてでございますが大いなる反省をしなければいけないというふうに思っておりますので、一つは、現在、副市長を中心にどんなふうに職員がかかわってきたのかというようなことも含めて調査中でございますが、何らかのやはり処分というものをしてまいりたいと思っておりますし、私自身も市民の皆さんにおわびをするという意味も込めて何らかの給与上の減額等も検

討してまいりたいというふうを考えております。

特に、本体の部分は、国の許容する、あるいは指定する使い道の範囲を逸脱をしたと言いながら、何らかの形で公的な消耗品とかいろんな物に使用されていたということで、何らかの形でやはり市の財政需要を満たしていたということではあるんですが、そうしたことに伴って今回加算金を課されたということについては、やはりこれは、こういうことなかりせば払う必要のなかった金ということで、やはり全体として見れば市の会計に一つの損失を与えたということでもありますので、これを償うことについては現在、副市長とも相談をしながら何らかのやはり職員全体としての市民に対する誠意も示していきたいと、このように考えておるところでございます。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 15番 清水敏夫君。

○15番(清水敏夫君) 15番、清水です。市長には、この件に対しまして今後も含めて誠意ある御回答をいただきましてありがとうございました。ねぎらいの言葉も御苦労さまですが、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第25号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第26号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程27、議案第26号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長(布田孝文君) 議案第26号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第5号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,057万2,000円とする。

以下は省略をさせていただきます。

恐れ入りますが、歳出のほうの7ページのほうを開いていただきたいと思います。

歳出のほうから説明させていただきます。皆様方の概要説明につきましては、30ページから細かいのは書いてありますので、そちらのほうを見ていただいたほうが見やすいかというふうに思いますので、より詳細に書いてありますので見ていただければ幸いです。

歳出でございますが、最初に介護認定審査会費であります。認定審査会等の補正額が141万円でございます。これは概要でも書いてありますように、主治医意見書の費用の増、介護認定調査費委託料の増ということで、それぞれ認定審査を受けていただく方の件数、それぞれ詳細には書いてございますけども、ふえておるといことで算出のほうもふえておるといことでございます。

次に、保険給付費の介護サービス等諸費の中の居宅介護サービス給付費でございますが、1,400万円の補正額でございます。このことにつきましては居宅介護サービスでありますので、ホームヘルプサービス等々のサービス事業でございますが、これも詳細が書いてありますように件数等々、当初の見込みより件数につきましても200数十件ふえるというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、地域密着型介護サービス給付費につきましては、200万円の減でございます。このことにつきましては12月に227万9,000円の補正を増でさせていただきましたが、その後グループホームのバラの家でありますとか、白鳥にありますコスモス苑等々のそういう施設におきましての見込みが若干減ってきたという見通しがついたものですから、またここで大変申しわけないですが、200万円の減ということでございます。

次に、施設介護サービス給付費でございますが、300万円の減でございます。この分につきましては、これも御承知のように特養施設、それから保健福祉施設の関係でございますが、補正を12月の3次に760万円ほどの補正を、ふえるといことで見込みをさせていただきましたが、このところでそれだけの見込みがないというようなことで、半分以下であります。300万円のほうをなるべく精査といことで減額をさせていただいたといものでございます。

次に、めくっていただきまして、8ページでございますが、居宅介護福祉用具の購入費でございます。これは車いすでありますとか、ベットでありますとか、そういう物でございますが、補正額で60万円の増といことでございます。こちらにつきましては、やはり見込みの件数がふえたといようなことが理由でございます。

次に、居宅介護住宅改修費でございますが、120万円の増でございます。このことにつきましても見えていただいたように、利用件数がふえたという実績で今回補正をさせていただきました。

次に、居宅介護サービス計画費310万円でございますが、これにつきましても利用件数が約580件、今590件ほどふえておるといふことでの増額でございます。

次に、介護予防サービスのほうでございますが、こちらのほうは要支援1、2という軽いほうと申しますか、その前が介護です、要1から5の重度のほうと申しますか重たいほうであります、介護予防サービス等諸費のほうであります、介護予防サービス給付で逆にここは1,100万円の減額でございます。こちらのほうは件数が減っております。

それから、地域密着型介護予防サービスにつきましても、70万円の減でございます。

それから、介護予防住宅改修費293万円の減でございます。このことにつきましては、予防費のほうが減って介護費のほうが増えているということですから、どうも見てみますと、要支援の方が要介護のほうへ移って行って、そちらのほうは給付が増えて、ですからこちらのほうは減ると申すと、こういう現象が今起きるといふことで、いいことではないといふふうに思いますが、そういう形で介護のほうが増えて支援のほうが減ると、こういう現象でありますので、よろしく願いいたします。

次に、保険給付費のその他諸費の審査支払手数料であります、20万円の増であります、件数が増えたことによる支払いの手数料の増であります。

めくっていただきまして、10ページのほうでございますが、高額介護サービス費とありますが、300万円の増でございます。これは要介護認定者の方の1カ月の利用負担額が一定額を超えた場合にその超過額を払い戻すというものでございます。これは利用者の単価のほう、こちらのほうが増えているというのが理由でございます。

高額介護予防サービス3万円でございますが、これも認定者の方の、これは高額介護と予防、両方が入ってきますけれども、利用の単価が増えたことでの超過額の払い戻しが若干増えたといふことであります。

次に、保険給付費の中の特定入所者介護サービスでございますけれども、これは利用段階1から3の要介護認定者の方が、短期入所等々をされた場合の食費や居住費の一部を助成するものでありますが、こちらのほうは単価が下がったというようなことでの減ということでございます。

次に、11ページですが、基金積立金で、介護給付費準備基金積立金で4万6,000円、これは利息でございます。

それから、介護従事者処遇改善臨時特例基金の8万円、これも積み立て基金からのものがございます。

次に、包括的支援事業・任意事業費、包括的支援事業費のほうの278万3,000円の減でございます

が、地域包括支援センターの職員の中で退職の職員がございましたものですから、その部分の賃金が減っております。

任意事業費でございますが、17万7,000円でございますが、介護相談員がそれぞれの事業所を訪問するわけでございますが、新たな事業所ができたということで、この金額がその分賃金としてふえとるというものでございます。

戻っていただきまして、恐縮であります。歳入のほうを見ていただきたいと思っております。歳入につきましては、5ページをお願いいたします。事業概要につきましては、28ページのほうになります。

国庫補助金でありますけど、地域支援事業交付金ということで、地域包括支援センターで行っております事業に関しましては、国庫補助が40%事業費にあるわけでございますけども、先ほどお話ししましたように、介護職員のほうの賃金が減っておるということで、こちらをあわせて減額ということで、104万3,000円の減ということでございます。

県の負担金でございますが、52万1,000円の減でございますが、これも包括支援センターの事業費の20%ほどを持ってございますけども、賃金の先ほど歳出で減がございましたのを合わせてこちらのほうも減になっているということでございます。

財産運用収入では、利子・配当で5万4,000円ということでございます。

めくっていただきまして、6ページのほうであります。その他一般会計からの繰入金で、141万円でございますが、介護認定調査員の関係、失礼しました。主治医の意見書等々の増額、歳出でお話ししました分の増額分を一般会計からの繰入金で充てております。

それから、他会計繰入金で52万1,000円の減でございますが、このことにつきましては、やはり市の負担分の減ということになっております。

なお、今回の補正につきましては、保険給付費につきましては、それぞれ介護予防と先ほど言いました介護のサービスの中で結果的に相殺的な形で保険給付費については補正費がゼロという形になりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 説明いただいたんで理解しとるんですが、ただ、今、11ページの包括支援センターの事業費の減額200万円ちょっと余ありましたよね。減額の措置だというふうに言われましたが、包括支援センターの方というのは大変大事な相談業務とかいろいろな事業が大変だと。しかも、先ほど言われましたように要支援から要介護のほうへ移行しとると。それは当然そういうふ

うになるわけですね、軽い人からだんだん重くなるということを考えれば。そういう意味では、コーディネーターというか、そういうことをされる相談員が大変大きな役割を果たされるというふうに思うんですが、いわゆる現在減員をしてるというような例えば御説明だったとすると、そのままいってしまうのというようにとらえてしまうんですが、そうではないと。いわゆる補充をしながらそういうニーズにこたえていきたいというお気持ちがあれば、そういうふうにお聞きをしたいんですが、いかがですか。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 包括支援センターは制度上、保健師でありますとか、社会福祉士でありますとか、主任ケアマネという職員を必ず置かなければならないというふうになっております。郡上市の場合はそのことはちゃんと賄っておるわけでありまして、今回のことにつきましては、実は主任ケアマネを当初予定しておったんですけど、個人的な都合、私事都合ということで退職になったわけです。ですが、その分の仕事につきましては一般会計のほうの賃金職員を充てさせていただきまして事業的には展開をさせていただきましたものですから、人的なことについては問題はなかったというふうに解釈しておりますので、よろしく願いいたします。

（「了解しました」と21番議員の声あり）

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 野田ですが。関連しとるんですけど、先ほどの話で要支援の方が上のほうへ行ったら、介護のほうへ行かれたということで、こっちは減ったということやけど、僕自身は認定がやや軽く見るという傾向があって、それで要支援も減っておれば、介護のほうの低い方も減つとるんじゃないかというように思ってたんです。その辺の実情がちょっとわかりませんので、ちょっと違うなという感じがしとるものですから、その辺の人数的にわかればいいし、またでもいいですが、どういう形になつとるか知りたいと思いますので、お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 介護認定の場合は、申請をしていただいて、意見書をいただいて認定作業があって、その後、認定された後に更新というまた作業があるわけです。それで、要支援の場合の更新とか要介護の場合の更新、6年とか1年とかと、こういうふうな、その間よくなるとか悪くなるというようなことがあるわけでありまして、10年前から比べると、いつも介護保険のときに話をしておりますけど、約1,000人ぐらいそういう認定者がふえておるといのが実態であります。

それで、ちょっと今手元にあるのをちょっと見てみますと、いわゆる要支援のやっぱり1とか2の該当者が全体の受けられた方の23%から4%ぐらいが要支援1、2の該当者です。あとは要介



護の1から5というような形ですので、おおむねですが、年によって違うと思いますが、大体4分の1程度が要支援の方、4分の3の方が要介護の方ということで、そちらのほうへどうも移行しとるようなバランス的には見えます。

ただ、もう一つサービス料がふえたというのは、そのことと同時に、要介護のほうへいくと御承知のようにサービス費がふえるわけです。要支援の方よりもサービス事業費が少なくともふえるわけですから、それをより使っていただくこと、ふえることによってまたサービス費もふえるというようなことの要因がありますので、単に私が言いました説明の中の原因としてはそういう感じもあると思いますし。そして要支援を受けられてもサービスを受けん人もおるんです。とりあえずちょっと受けとこか、みたいな変な言い方ですけど、そういうこともありますので、いろいろちょっと分析はしておりますけども、今言ったような三つが大きな要因だというふうに、課題といえますか、理解をしております。

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） センター等では利用者の方とも接してみえるもので、もうちょっと具体的なことがわかってみえるとは思いますが、実際に私が感じるには、要支援の方でも受けたいけど、そんだけかかるならというようなこともあって控えとるとというのが結構あるんじゃないかというように思うんです。そういった点で、かかりやすく、しかも支援を受けて少しでも体の調子をよくして長生きしていただくということがこの目的というか、ねらいなので、それが実現できるような方向で努力していただきたいと希望をお願いしておきます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第26号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第27号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程28、議案第27号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第27号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億66万8,000円とする。

2項は省略しますが、繰越明許費でございますが、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

以下省略させていただきます。

めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

2ページが一番下段でございますが、第2表の繰越明許費でございます。

新規ということで、款、総務費、項、総務管理費、事業名、郡上偕楽園特別養護施設管理経費1,330万円でございます。先ほど一般会計のほうでの補正でも説明がありましたけども、偕楽園の防災シャッター、扉のことでございますが、よろしくをお願いいたします。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。事業概要説明書のほうは34ページになるかというふうに思っております。

歳入でございますが、使用料、介護サービス事業費使用料ということで、576万9,000円の減額でございます。偕楽園の介護保険負担分につきましては、116万9,000円ということでございます。介護度が高くなったということによるのが原因でございます。

次に、和良の介護老人保健施設介護保険負担分につきましては、和良の老健施設であります入所者、通所者、それからショートの利用者等々の関係で利用者が減をしたということで754万9,000円の減でございます。

同じく、和良の介護老人保健施設介護保険個人負担分の61万1,000円の増につきましては、保険対象外の部屋代でありますとか食事代、日用品等々につきましてはふえとるということでございます。

次に、一般会計の繰入金でございますが、580万7,000円でございます。これは、和良の介護老人保健施設の利用料が減をしておりますものですから、その分を一般会計のほうから繰り入れさせていただくということでございます。

次に、雑入40万7,000円の減でございます。このことにつきましては、偕楽園の勤務体制を変更

したことによる職員の給食等々の負担金の減ということが主な理由であります。

次に、5ページの歳出でございますが、一般管理費で113万1,000円の減でございます。このことにつきましては、和良介護老人保健施設の日々雇用職員につきまして勤務日数の減ということでございます。

次に、介護サービス事業費でございますが、偕楽園介護保険事業費で76万2,000円の増でございますが、このことにつきましては、施設の燃料の使用量がふえたということが主な理由でございます。

和良介護老人保健事業につきましては、財源の更正でありますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑に入ります。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 細かいことをお聞きするようですけども、この偕楽園の特別養護事業で補正額76万2,000円ですけども、補正理由を見ると、とても76万2,000円で足らんような気がするんですけども、1万リッターもふえて78円なら、ここだけでももう78万円あるわけですから、ちょっとその辺があいまいかなという、補正理由があいまい過ぎるんじゃないかなという気がするんですが、どうでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 牛丸郡上偕楽園長。

○郡上偕楽園長（牛丸寛司君） 使用量につきましては1万リッターほどふえる見込みです。中身につきましては需用費の中ですので、ほかの需用費関係で、電気代とかそういうのがちょっと減つてますので、その分で相殺しておりますので、その部分がこの部分でございますので、よろしく願いします。

○議長（池田喜八郎君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第27号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は、午後3時15分を予定いたします。

(午後 3時04分)

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時16分)

---

◎議案第28号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程29、議案第28号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第28号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,552万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,745万円とする。

以下は省略とさせていただきます。

おめくりをいただきまして、事項別明細書の歳入の欄をお願いいたします。ページでは4ページになります。また、概要説明書では、35ページに明細が書いてございますので、こちらもごらんをいただきながら、お願いいたします。

まず、歳入、款4の繰越金でございますが、今般1,013万8,000円の補正をさせていただきます。これは繰越金の確定によるものでございます。

それから、款5の諸収入、雑入でございます。1,739万円の増額とさせていただきます。中身につきましては、電柱支障移転補償費の増がございました。件数、国道関係が3件、県道関係が7件、この分が追加となりまして、補償で入るものでございます。

款7国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金でございます。200万2,000円の、これは減額とさせていただきます。ケーブルテレビ整備事業の、この事業費の確定によるものでございます。

歳出のページ、5ページのほうに移らせていただきます。

款1運営費、運営費のケーブルテレビ運営費でございますが、2,768万9,000円の補正とさせてい

ただきたいと存じます。内訳ですけれども、節15の工事請負費で1,137万4,000円でございます。これは先ほどの工事、いわゆる支障移転あるいは引き込み撤去あるいは幹線の延長等の工事一式の関係での請負費でございますが、当初が4,832万5,000円に対しまして、今般年度末までの見込みをいたしましたところでは、5,969万9,000円という見込みでございます。これの不足分であります1,137万4,000円を増額とさせていただくものでございます。財源的には先ほどの県、国、各道の支障移転の補償費等を充当させていただいてございます。

また、積立金であります。先ほどの繰越金の合計額と、それから支障移転を入れて、移転の補償を入れまして工事費の先ほどの分の差額がございます。これが約601万6,000円でございます。それにさらに下の整備費のほうの16万1,000円を足す、この三つの金額の合計額としまして、1,631万5,000円、今般積立金として計上させていただきたいと思っております。年度末の累計としましては、基金は1億8,535万2,802円と、こういう金額になる見込みでございます。

款2の整備費でございますが、ケーブルテレビ整備費、こちらは216万3,000円の減額とさせていただいております。先ほど歳入のほうで国庫補助金の減額をいたしました。当初の予算455万円に対しまして実質382万2,000円、それから国庫補助金が入りまして、市の負担といたしましては減額することができるということとなりまして、その分の216万3,000円を減額とさせていただくところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） ケーブルテレビについては、最近のデジアナの変換と、それからケーブルインターネット等の技術革新といいますか、そういういろんなことからいろんな動きがあるというように感じておるんです。今回も例えばここでデジアナ変換装置の工事は半額ではないけれどもかなり安くなっております。最初はこういう費用とかあるいは今後の更新も結構要るからということで積み立てをしておりますわね。そういうやつも何かあんなたくさん要るなと思ってるやつが少なくなったりするもので、変化は今後あるということで見通しをしっかりと立てていく必要があるのではないかというように私は思います。

ここでも積立金1,600万円ほどまたやられるということと、それから、今のデジアナ変換装置の工事費なんかは、これ入札の差金なのかなと思いますが、ちょっとその辺についてちょっとお聞きをしたいし。

今、NTTが物すごい攻撃をかけまして、八幡なんかでは随分大勢の人が光ケーブルね、何やらというそういうやつが入るとるんですよ、今。そしてそれについて私もちょっとお聞きすると、I

INGなんかでは、そんなに一般の家庭の方は高速のに入らなくても十分だからと言っておるようなんです。ところが、実際には入った人たちが非常に便利やということを言ってる。そして、ほんこの間は郡上ケーブルもかなり容量の大きいものも安く入れるようにしておるようなことが書いてあったんです。そうやってみるとやっぱりきちんとそういう情報を知らせないと市民の皆さんは、そういう大手からあるとどんどんそれに従っていくという、要するについて入っていかれるし、業者の中でもやっぱり今のものでは、このたび岐阜の何でしたか、CNNか何かと結んだけれども、あれをやればむしろ今後は難しいことになる、向こうに買い取られるというような心配まで持ってみえるようなもので、そういった点でちょっと先の見通しについてきちんとした情報というか、あるいは方針を立てていく必要があると思いますので、ちょっとこのことに関連しながら、同時に先の見通しもお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 多岐にわたる御質問でございましたが、まず一つは、デジアナ変換の装置ですけれども、設計金額としては595万3,500円ということで、やはり郡上の中でも対応できるという面がございまして、郡上市内でも1件、それから岐阜市内で2件、それから全国区といえますか、ちょっと専門的な機器でもございますので、こういうことで4件で指名をさせていただいて、65.5%で落とさせていただいております。このことが非常に先ほどの減額の大きな原因になっておるところでございます。性能的には十分いいものが値打ちに入ったというふうに思っております。

それから、まずNTTで行われております今の光ケーブルの提供エリアの拡大につきましては、これはやっぱり一つの民間企業としての、それから市場におけます需要といえますか、要望といえますか、そういうものに対応しながら収支が合うところでやっぱり広げていかれるということがあると思います。

それで実際件数とか等も我々もINGさんとは情報交換をして聞いておりますが、今御指摘のとおりに相当件数があるんじゃないかというふうにして受けとめております。

提供エリア自体は、INGエリアの中のさらに一部のエリアでございまして、八幡の中でも市街地を中心とする一部と、こういうことでありますが、これが郡上全域にそういう提供エリアをすぐ広げていけるというものではないというふうに思います。

それから、現在、郡上市のインターネットの加入者につきましては非常にふえておまして、しかも、やはりより容量の多い高速のものがふえておりますので、特に動画とかそういう大容量のもの御利用が郡上でも相当ふえておるとい状況ではないかと思っております。そういうものに他市の例等々とも勘案しながら、郡上市のケーブルネットの事業につきましては十分今対応させていただいて、お値打ちな形でしっかりやっていくということで考えておるところです。

そして、将来的と言いますとなかなか難しい面がありますけれども、今のところはそういうところ

の中での対応を今させていただいておるところですので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) そういう現状やというように思いますが、やっぱり今、ただいま電話で言うと65局と6局と7局ということで、市内だけはね、また先だろろうというようには僕らも思っどるけども、その日はやがて来るということ考えたときに、せつかく郡上でつくっているやつをいかにして有効にそれに対抗するあるいは転換するということが必要やと思いますので、いずれそういうことも視野に入れた計画を立てていく必要があるのではないかなというように思いましたので、そういった指摘をさせていただきました。お願いします。

○議長(池田喜八郎君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第28号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第29号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程30、議案第29号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

井上建設部長。

○建設部長(井上保彦君) それでは、議案第29号について御説明を申し上げます。

議案第29号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計補正予算(第1号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成22年度郡上市の宅地開発特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,221万9,000円とする。

以下は省略させていただきます。

おめくりをいただきまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。歳入で財産収入の財産売却収入で、目が不動産売却収入、減額で1,502万6,000円。これにつきましては美並の円山でございますニュータウンみなみで2区画の分譲の売却を予定しておりましたが、残念ながら今年度売却できなかったということで減額をさせていただくものでございます。

続きまして、繰入金の基金繰入金、減債基金繰入金で1,477万6,000円、節のところも同じで減債基金繰入金で1,477万6,000円。これにつきましては売り払いができなかったということで減債基金からの繰り入れでございます。

続きまして、5ページ、歳出をお願いいたします。

歳出、総務費で、総務管理費の一般管理費で、補正額が25万円の減額でございます。内訳といたしまして、まず報償費で20万円、13の委託料で5万円でございます。

報償費につきましては、建築祝い金ということで、1戸当たり10万円の計20万円を見ておりましたけれども、なかったということで減額でございますし、委託料につきましては登記の手数料事務費を見ておりましたが、なかったということで減額をさせていただくものでございます。

続きまして、公債費でございますが、目の元金、補正額はございませんが、財源内訳のところでは財産収入を予定しておりましたが、売れなかったということで繰入金より1,405万4,000円の繰り入れということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第29号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第30号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程31、議案第30号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。



○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第30号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,964万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,088万6,000円とする。

2項以下は省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、5ページのほうをお願いいたします。皆様の概要書につきましては、37ページのほうになろうかと思えます。

歳入でございます。後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料1,000万円の減額でございます。それから普通徴収保険料につきましては、2,000万円の減額でございます。このことにつきましては、それぞれ保険料が減ってきたということでございます。所得が減ったということもあろうかと思えますが、保険料が減ったということでもあります。それから、もう一つの大きな要因は、それぞれ特別徴収と普通徴収の収納割合というものを分けておるわけですが、当初は75%と25%というような形で思っておりましたが、最終的には特徴のほうは79%、それから普通徴収のほうは21%という形で、特徴の方がふえたということではありますが、そういうような原因が重なって今回の減額というふうになりました。

委託金でございます。これは広域連合からいただくものでありますが、保健事業費の委託金で170万1,000円の減でございます。これは特定健診、国保の場合はすこやか健診と言っておりますけれども、すこやか健診を受けていただきます受診者の方が当初の数よりは減ったということで委託料も減となったものでございます。

なお、特定すこやか健診の今現在の見込みの受診率ですが、21.5%ということでもあります。昨年が21%でありましたので若干ふえております。

それから、まだ22年は出ておりませんが、21年の比較で言いますと、広域連合、岐阜県全体では11.3%ほどの受診率でありますので、郡上市としては21年度ベースでは21%ということで、岐阜県よりは非常に高い、それでも低いかもしれませんが、県と比較しては高い受診率であるというふうに思っております。

次に、繰越金でございますが、前年度繰越金で605万6,000円ございました。

めくっていただきまして、歳出でございますが、一般管理費でございますが、これにつきましては財源更正でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、広域連合の負担金でございますが、補正額で2,994万9,000円でございます。内訳的には保険料の負担金の減額で、2,818万4,000円、それから保健事業の負担金の減で176万5,000円でございます。

保健事業費につきましては、補正額はございませんが、財源更正でございます。

次に、償還金及び還付加算金でございますが、補正額が4,000円で1件分、過年度の修正申告がございました。

予備費でございますが、補正額が29万9,000円ということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第30号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第31号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程32、議案第31号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 議案第31号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページを見ていただきたいと思いますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,020万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,461万9,000円とするでございます。

2項につきましては省略させていただきます、繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による、としております。

それでは、2ページを開いていただきますと、繰越明許費を上げてございます。新規で、林業費

造林事業400万9,000円を次年度にわたって事業をさせていただきたいというものでございます。

それから、4ページを見ていただきますと、歳入、それから歳出が出ておりますが、事業概要説明一覧のほうでは38ページに上げてございます。

最初の受託事業収入の1,243万5,000円につきましては、当初森林総合研究所との間で分収造林の事業を予定しておりました。その一部が不採択といいますか、事業を実施できないということで、間伐におきまして事業面積が56.89が27.28ということで減ってきたということとか、作業路につきましても2,600メートルを予定しておりましたものが見合わせるようになったという内容のもの、それから雑入で776万8,000円上げてございます、これは造林関係補助金という項目にしてございますが、隣地と施業等の絡みの中でこれも当初間伐の12.1ヘクタール、それから作業路600メートルという事業を予定してございましたが、そうした現場の事情等を勘案しながら見送ったということで減額してございます。

それから、歳出でございますが、管理会費で9万6,000円上げてございます。報酬で上げてございまして、当初の予定より管理会の数を3回予定をしておりましたのを5回開催したということで上げてございます。

それから、山林造成費で減額の2,029万9,000円と、委託料、業務委託で上げてございますが、先ほど歳入で御説明しましたように特に分収造林等の事業が不採択となったということによります事業量の減額という内容のものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） ちょっとわかりにくいもので教えてください。

繰越明許の400万円というのは、造林事業になっておりますが、ここで見るとどうもちょっとわからんですが、恐らく隣地と施業を同時に行う必要があります、次年度に持ち越したというやつじゃないかしらと思ったんですが、こっちが700万円ほどで、この辺はどういうことなのかわかるように説明をお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 雑入のところで上げております隣地絡みのところにつきましてはまるっと見送ったということで、事業量を次年度へここで繰越明許扱いしたものは全く関係ない。

（「いや、下のあれなんやね」と4番議員の声あり）

○総務部長（山田訓男君） そうです。現在手がけている事業の中で年度内にできない作業、施業につきまして、400万円相当の事業分を、年度というのは22年度でございまして、23年度でとい

う内容のものです。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 細かいことで申しわけないです。ほんで、これを見ると、持ち越しが786万4,000円というやつなのかな。そのうちの今どれだけかをやって400万円を持ち越すというような説明やったように聞こえたんやけども、こっちにも持ち越したと書いてあるもんで、この辺はわかるような書き方をしてもらおうと、僕らがぱっと見るとわかるもんで、お願いしたいと思いますが。

○議長(池田喜八郎君) 要望ですね。

(「ほんで、これわからんのや」と4番議員の声あり)

○議長(池田喜八郎君) 山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) いずれにしましても、持ち越し分、今の隣地絡みの12.1ヘクタールの間伐と作業路600メートルにつきましては、繰り越し事業では全くございません。改めてやる場合は23年度に予算計上してやらせていただくという内容のものでございます。

(「下のやつが持ち越しと書いてあるな。歳出のほうは」と4番議員の声あり)

○議長(池田喜八郎君) 山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) いずれにしましても、ちょっと表記の仕方が適当でないと思われまので、以後気をつけますので、よろしくお願いします。

(「はい」と4番議員の声あり)

○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第31号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第32号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程33、議案第32号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案第32号につきまして御説明いたします。

平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

恐れ入りますが、1ページを見ていただきますと、平成22年度郡上市の白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ500万8,000円とするでございます。

4ページを見て、最後のページでございますが、見ていただきたいと思います。また、事業概要の説明のほうでは39ページになってございます。

歳入の受託事業収入1,400万円の減額、それから歳出も同額の山林造成費で1,400万円の減額というお願いをしております。これは当初予算におきまして森林総合研究所等の分収造林の契約でもって間伐を7ヘクタール、それから植栽を8ヘクタールやりたいということで計上しておったわけなんです、この事業につきましては採択なされなかったということから、歳入歳出とも事業費を減ずるということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第32号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第33号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程34、議案第33号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 議案第33号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月

4日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページを見ていただきますと、平成22年度郡上市の北濃財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243万8,000円とするという内容でございます。

事業概要のほうでは40ページに入れてございますが、受託事業収入で減額の170万3,000円、それから歳出におきましては山林造成費で同額の170万3,000円と入れてございます。こちらにおきましては森林総合研究所と当初予算編成の折には分収林の除伐につきまして14.19ヘクタール実施したということと組んでございましたが、事業が採択されなかったということで、歳入歳出それぞれ減ずるという内容でございます。

○議長（池田喜八郎君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第33号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第34号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程35、議案第34号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案第34号につきまして御説明をします。

平成22年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページを見ていただきますと、平成22年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正の第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,192万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,349万3,000円とする。

2項につきましては、省略をさせていただきます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」によるとしてございます。

2ページを見ていただきますと、繰越明許費を入れてございます。新規としまして、造林事業678万円につきまして次年度へ繰り越しをお願いしたいということでございます。

それから、最後の4ページを見ていただきますと、歳入歳出を入れてございまして、概要説明一覧では最後のページの41ページに説明を加えてございます。

まず、歳入の受託事業収入2,192万6,000円の減額ということで計上してございます。ここでは増減がございまして、増の関係から御説明しますと、事業概要の一覧表の下段のほうに書いてございますように、受託事業収入の追加による増額ということで、568万円増でございます。当初、除伐を44.52ヘクタール予定をしておりましたが、71.12ヘクタール採択をしていただけたということでございますし、間伐につきましても11.4ヘクタール予定をしておったのが19.98ヘクタール認めていただいたということでございます。

そして、もう一方、これは減のほうの要素なんですけど、当初森林整備事業、補助事業でございまして、森林組合と長期受委託しておる事業をここに上げておりますように、間伐、除伐、枝打ち、作業路につきまして2,760万6,000円分計上しておったわけなんですけど、監査委員さんの指摘等、あるいは予算等の編成の中で長期受委託については事業主体が森林組合ということから会計上は負担金に限定すべきでないかという指摘をいただいております。そういう観点もございまして、このほど長期受委託分につきましては減額の予算歳入の措置をとらせていただいたということでございます。

そして、歳出につきましては、同額の山林造成費において2,192万6,000円計上してございます。こちらのほうでは委託料と、それから負担金補助のところそれぞれ組んでございますが、今言いましたように、長期受委託に関係します分につきましては、そのまま減額扱いにしてございますし、追加となりました森林総合研究所の分収造林については増額扱いで計上をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 今4件ほどの財産区の会計があつたんですが、そのどこでも一つは森林総合研究所との分収林契約ができなかったということで減額となっております。一つどこですか、明宝は長期受委託の森林組合ということですが、いつもちよいちよいこういうことを聞きますので、私

は郡上の財産区、市の財産でもありますので、こういうものは計画的に施業がなされていくことが必要であって、こういう形で、向こうの都合もあるし、いろいろあるんやろうと思いますが、変更されていくということについては、やはり何らかの形できちんと郡上の財産区がある程度計画的に施業を進めていけるということが大事やというように思いますので、そういった点での、それぞれそういう努力はして見えると思いますけども、何らかの市としての指導が必要ではないかということが一つと。

それから、森林組合との長期受委託ですか、これについては監査委員さんからもそういう指摘があったんですが、帳簿に出てこない、どんだけの事業が行われてどうなのかということが、いうように聞いておりますので、そういった点も僕は議会としてはどういうように進んでおるかがわかるようなそういうことが必要じゃないかというように思うもんですから、そういった点でどういうように見ているか、どなたか、部長さんかな、一つその辺の態勢というか、こちらの構えといいますか、お聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 今回の特に分収林の関係で、明宝の財産区を除いて減額といいますか、事業予定をしておったものが採択できなかったということで残念ながら落としております。このことは、今の全体的な事業費といいますか、公共事業の圧縮に伴うそういうしわ寄せと言っては何ですが、全体的な国の事業額が減ってきておる、そういう影響を受けて分収造林のほうへも、当地の財産区の管理して見える分収造林のほうにもそういうことで影響が来たものということで、ある意味こういう状況の中でのやむを得ないケースかなということで見させていただきます。

それで、管理会を中心に財産区は管理運営しとっていただいとるところなんですけども、定期的に山のそういう踏査といいますか、入られて、そういう実態を把握しながら常日ごろ見とっていただきますので、これからもそういう関係は持っていただきたいというふうには思っております。

それと、どうしても長期受委託のところの県補助等の関係でございますが、なかなか一財といいますか自前でやろうとしますと事業費が出てこないということから、この長期受委託もそうなんですけども、そういう費用を、補助金を有効に活用してということで、明宝地区では特にやっておられるということなんですけども、その分、事業量が見にくいといいますか、負担金だけ計上するというケースになりますので、ということではありますが、いずれにしても関係します予算書、決算書の備考欄といいますか、説明欄にそういう区分でもってその内容がわかるように明記していきたいと、こういうことは思っております。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 前段の森林総合研究所の分収造林の関係の事業費が、大変こういう形になったということについて一言だけ申し上げておきたいんですけども、当初、現在の新しい政権ができ



ましたときに、非常にCO<sub>2</sub>の25%削減、そういったものを森林による吸収というようなこともあって、全般的な公共事業の削減ということが言われる中で森林関係の事業については相当力を入れてもらえるのではないかと、実はそういう希望が関係者の間にあったことがございました。しかしながら、実際にふたを開けてみると一般の公共事業と同様に80%と、いわば20%削減ぐらいという形でございます、この森林総合研究所の水源林造成事業というこの分収造林事業も全国的な事業枠が、やはり例外に漏れず大幅に削減をされたということがございました。

そしてまた、そういう中で、いろいろと実際の事業費に回される分が非常に何か少ないということとございまして、当初はこの水源林造成の関係の森林総合研究所の岐阜事務所のほうも、平成22年度はある程度事業がやれるというふうな見込みがあつて、財産区ともいろいろ話をしておられてこういう計上になったと思うんですが、本部のほうから非常に少ない財源の中で前年度からの継続している施業地についてはやってもいいけれども、新しく施業する所については全国的にすべてストップであると、こういうような新しい方針が出されたということで、そうしたあおりを食ってこの多くの財産区がこういう形で当初予定をしていた部分がやれなくなってしまったと、こういうちょっと残念なことになったということとでございます。

実は、私、岐阜県の森林総合研究所の分収造林のいわゆる水源林造成推進協議会という関係者の推進組織があるんですけどもその会長をさせていただいております、非常に事業費が各地域で減ったということで困っておるということで、何とか事業を、総枠がふえないとなかなかそれぞれのところへ回ってこないという問題があるんで努力をしましょうということでやっておるわけとございますが、やはり残念ながら23年度もかなり厳しい状態であるといったこととでございます。

しかし、いろんなそういう推進組織を通じて今後ともそういった事業費の総枠がなるべく伸びるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第34号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第35号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程36、議案第35号 平成22年度郡上市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） それでは、議案第35号について説明申し上げます。

平成22年度郡上市水道事業会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

総則、第1条、平成22年度郡上市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

第1款八幡地域水道事業費用の第2項営業外費用で、468万5,000円を増額いたしまして、補正後の予定額を564万4,000円から1,032万9,000円とするものでございます。

第2款の白鳥地域水道事業費用の第2項営業外費用につきましては、566万8,000円を追加でございます、追加いたしまして、4,561万5,000円を5,128万3,000円とするものでございます。

6ページをごらんをいただきたいと思えます。

収益的支出の今回の補正の内容でございます。それぞれ平成22年度の支払消費税及び地方消費税の確定によりまして、費用化を行うものでございます。金額につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決を行います。

議案第35号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第36号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程37、議案第36号 平成22年度郡上市病院事業等会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

猪島郡上市市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（猪島 敦君） では、議案第36号の説明をさせていただきます。

平成22年度郡上市病院事業等会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

総則、第1条、平成22年度郡上市病院事業等会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成22年度郡上市病院事業等会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

2号、年間患者数のうち入院患者でございますが、白鳥病院の既決予定量に1,095名を加えまして、総数を6万7,525名とするものでございます。また、それに伴いまして1日当たりの平均患者数でございますが、白鳥病院の既決予定量に3名を加えまして、185名とするものでございます。

収益的収入及び支出、第3条でございますが、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。第1款郡上市市民病院の事業収益のうち、医業収益でございますが、既決予定額に643万7,000円を追加し、27億655万7,000円とし、第2款の郡上市国保白鳥病院の事業収益、1項の医業収益に2,727万2,000円、2項の医業外収益に57万2,000円を追加し、総額を12億4,955万6,000円とするものでございます。

また、支出でございますが、郡上市市民病院の事業費でございます。1項の医業費用の既決予定額に3,566万8,000円を、また3項の特別損失に260万円を追加し、27億7,480万5,000円とするものでございます。

また、2款の国保白鳥病院でございますが、事業費に1項の医業費用としまして1,534万4,000円、4項の特別損失に1,250万円を加えまして、総額で12億4,955万6,000円とするものでございます。

第4条関係でございますが、資本的収入・支出でございます。予算第4条本文括弧がき中、過年度及び当年度損益勘定留保資金2億727万2,000円を、過年度及び当年度損益勘定留保資金2億727万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款の郡上市市民病院事業資本的収入でございますが、1項の出資金に120万円を加え、また、4項の補助金に283万5,000円を加えまして、7,537万5,000円とするものでございます。

また、支出でございますが、1款の郡上市市民病院事業資本的支出でございます。第3項の投資に119万9,000円を加えまして、総額を2億2,224万円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、第5条でございます。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費でございますが、既決予定額に643万7,000円を加えまして、23億989万3,000円とするものでございます。

他会計からの補助金でございます。第6条、予算第9条中、6,318万5,000円を6,375万7,000円に改めるものでございます。

棚卸資産の購入限度額でございますが、第7条でございます。予算第10条中、6億5,711万9,000円を6億7,439万9,000円に改めるものでございます。

続きまして、内容でございますが、13ページをお開きいただきたいと思います。

収入でございますが、郡上市民病院の事業収益でございます。医業収益でございますが、その他の医業収益に643万7,000円を加えるものでございます。内容といたしましては、勸奨退職者に係る繰入金ということで、特別負担金の1名分を一般会計から繰り入れをいただくものでございます。

それから、医業外収益でございますが、他会計負担金でマイナスの1,066万6,000円、国庫補助金といたしましてプラスの1,066万6,000円ということで、産科医療機関確保事業費補助金の国からの交付が決定されたことによりまして、一般会計からの繰入金と補助金との組み替えをさせていただくものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

郡上市国保白鳥病院の事業収益でございます。医業収益でございますが、まず入院収益でございます。2,679万1,000円を追加するものでございます。これにつきましては入院患者の増ということでございます。また、その他医業収益のほうで48万1,000円を追加するものでございます。これは健診受診者の増加によります収益の増加があったものでございます。合計で医業収益といたしまして2,727万2,000円を追加させていただくものでございます。

医業外収益でございますが、他会計補助金でございます。57万2,000円を追加するものでございます。これは国保調整交付金、保健事業の国庫補助金でございますが、その補助金の増額に伴うものでございまして、医業外収益の合計を1億2,288万5,000円とするものでございます。

15ページの支出でございます。郡上市民病院の事業費でございますが、医業費用でございます。まず給与費といたしまして643万7,000円、こちらにつきましては先ほど申し上げました退職手当組合の特別負担金でございます。それから経費でございますが、2,923万1,000円、内訳といたしましては燃料費で387万3,000円、これにつきましてはことしの猛暑と冬期間の寒さで非常に燃料をしまして不足を生じたものでございます。また、修繕費でございますが2,535万8,000円でございます。これにつきましてはC Tの管球の切れたこと等がその要因となっております。

特別損失でございます。過年度損益修正損でございますが、200万円をお願いするものでござい

ます。これは過年度の保険請求による査定を受けたものでございまして、各医療保険者からの査定分が増加したものでございます。

それから、その他特別損失ということでございますが、60万円をお願いするものでございます。これは平成21年度に医療職員の就学資金貸付金を行ったわけでございますが、1名の方に貸し付けを行っておったんでございますが、それが1年以上引き続き市の施設において勤務をいただいたということで、今回そのものを特別損失として落とさせていただくものでございます。

1枚はねていただきまして、郡上市国保白鳥病院の事業費でございますが、医業費用でございます。材料費でございますが、1,440万7,000円をお願いするものでございます。まず薬品費といたしまして、1,132万9,000円、これは入院患者の増加によりまして使用薬品量がふえたことに伴うものでございます。給食材料費でございますが、207万8,000円、これも同じくでございます。入院患者の増加によるものでございます。それから医療消耗備品費100万円でございます。これにつきましても同じでございます。それから経費でございますが、△の74万3,000円。これは修繕費のマイナスの74万3,000円でございます。修繕件数の減に伴うものでございます。それから資産減耗費でございますが168万円、これは固定資産除却費としまして168万円、医療機器の更新による除却損でございます。特別損失でございますが、過年度損益修正損といたしまして250万円、これにつきましては過年度の保険請求査定を受けたものでございます。

その他特別損失といたしましては、1,000万円、この特別損失につきましては、平成15年の白鳥病院の隣に介護棟を整備した際に、病院事業会計から長期貸付金としまして1,000万円を計上させていただいておったわけでございますが、相手方の特別会計においては繰入金処理がなされていたことから、その経理手続の錯誤がございまして、今回特別損失として計上をさせていただき、相殺をさせていただきたいと考えておるものでございます。

それから、17ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、郡上市市民病院事業資本的収入でございます。出資金でございますが、一般会計出資金といたしまして120万円、これにつきましては医療職員の就学貸付に係る出資金でございます。現在3名の方に給付をいたしておる分でございます。補助金といたしまして、国県補助金といたしまして283万5,000円、これは周産期医療の医療施設等整備費補助金が確定しまして今回補助金として補正を上げさせていただいたものでございます。

それから、郡上市市民病院の資本的支出でございますが、投資といたしまして119万9,000円を計上させていただいております。これは医療職員の就学資金の貸付金でございます。看護師3名分を現在給付をしているものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいま詳細な説明がありましたのでよくわかっております。それぞれの病院につきましても、そういう公立病院の経営に関しましては、国からも指導等もございまして、相当厳しい再建方針といいますか健全化方針に基づきましてかなり努力されまして、いろいろな意味において経営的に改善をしてきとるといようなことは承知しておりますが、過年度の保険の請求審査件の増という、そういう内容が市民病院あるいは白鳥病院に200万円あるいは250万円あるんですが、これって、いわゆる通常レセプトで出してやったものは審査に例えば指摘をされて、これはだめよと、問題じゃないのということではね出されたものを集計したものがここに出ておるとい、そういう理解をさせていただいてよろしいですか。確認させてください。

○議長（池田喜八郎君） 猪島郡上市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長（猪島 敦君） ただいまの御質問でございますが、過年度損益修正損につきましては、実は、保険請求、病院からそれぞれの医療保険者へ請求をさせていただく場合には、その翌月の10日までに請求をさせていただくんですが、保険給付費として、医療保険から私どもに参る場合には2カ月おくらせてくるということがございまして、病院は企業会計ということで発生主義でございますもんですから、請求時点でもう既に計上がなされて収入として未収金計上がなされるわけでございますが、それ以降において△ということまで査定がなされてくるということで、それが年度をまたいだものがここに上がってくるというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

(「いいです」と21番議員の声あり)

○議長（池田喜八郎君） そのほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第36号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第37号から議案第59号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程38、議案第37号 平成23年度郡上市一般会計予算についてから日程60、議案第59号 平成23年度郡上市病院事業等会計予算についてまでの23件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第59号までの23件を一括議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、一般会計から病院事業の会計までを一括議題として御提案させていただきます。

なお、議会運営委員会のほうで、予算の総括表でもちまして額のところにつきましては読み上げ御報告にかえるということで御了解を得ておりますので、よろしく願いいたします。

議案第37号 平成23年度郡上市一般会計予算について。議案第38号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。議案第39号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について。議案第40号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計予算について。議案第41号 平成23年度郡上市介護保険特別会計予算について。議案第42号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。議案第43号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について。議案第44号 平成23年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。議案第45号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計予算について。議案第46号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。議案第47号 平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。議案第48号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。議案第49号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計予算について。議案第50号 平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。議案第51号 平成23年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。議案第52号 平成23年度郡上市北濃財産区特別会計予算について。議案第53号 平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。議案第54号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。議案第55号 平成23年度郡上市下川財産区特別会計予算について。議案第56号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。議案第57号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計予算について。議案第58号 平成23年度郡上市水道事業会計予算について。議案第59号 平成23年度郡上市病院事業等会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明でございます。

恐れ入りますが、一枚もので平成23年度郡上市当初予算総括表をお届けしておると思いますので、いま一度見ていただきたいと思います。会計名、平成23年度のところの予算額、増減額を読み上げ

まして御報告にかえたいと思います。

議案番号の37、一般会計、288億1,100万円、3億2,500万円の増。

議案番号の38ですが、国民健康保険特別会計、51億296万円、1億6,701万9,000円の増。同じく、国民健康保険特別会計の直営ですが、施設勘定、4億5,179万4,000円、1,826万3,000円の増。

次に、39号ですが、簡易水道事業特別会計、7億8,217万1,000円、減額の4億2,324万8,000円。

議案番号40、下水道事業特別会計、25億6,960万6,000円、減額の2億76万円。

それから、議案番号の41、介護保険特別会計、35億761万2,000円、1億7,961万6,000円の増。

議案番号42、介護サービス事業特別会計、6億8,028万1,000円、134万9,000円の増。

議案番号43、ケーブルテレビ事業特別会計、9億9,259万9,000円、2億3,716万1,000円の増。

議案番号44、駐車場事業特別会計、414万2,000円、33万円の減。

議案番号45、宅地開発特別会計、4,246万9,000円、増減ございません。

議案番号46、青少年育英奨学資金貸付特別会計、899万円、788万1,000円の減。

議案番号47、鉄道経営対策事業基金特別会計、1,191万8,000円、増減ございません。

議案番号48、後期高齢者医療特別会計、5億1,136万7,000円、2,010万6,000円の減。

議案番号49、大和財産区特別会計、2,063万6,000円、2,418万6,000円の減。

議案番号50、白鳥財産区特別会計、870万円、1,030万8,000円の減。

議案番号51、牛道財産区特別会計、1,776万5,000円、221万5,000円の増。

議案番号52、北濃財産区特別会計、757万4,000円、343万3,000円の増。

議案番号53、石徹白財産区特別会計、3,260万円、9万8,000円の減。

議案番号54、高鷲財産区特別会計、3,208万4,000円、427万8,000円の減。

議案番号55、下川財産区特別会計、377万2,000円、179万4,000円の減。

議案番号56、明宝財産区特別会計、3,091万円、1,152万8,000円の減。

議案番号57、和良財産区特別会計、2,733万9,000円、295万1,000円の増。

次に、議案番号58ですが、水道事業会計、収益の部、2億7,540万1,000円、219万4,000円の減。資本の部、2億1,495万4,000円、464万4,000円の減。

議案番号59、病院事業等会計、収益の部でございますが、40億562万1,000円、4,346万2,000円の増。資本の部ですが、4億5,338万3,000円、1億3,030万9,000円の増でございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第37号から議案第59号まではお手元に配付してあります議案付託表のとおり、議案第37号については予算特別委員会を設置し、議案第38号から議案第59号までの22件についてはそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第59号までは議案付託表のとおり、議案第37号については予算特別委員会を設置し、議案第38号から議案第59号までの22件についてはそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長を除く20名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任をすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会及び各常任委員会に付託しました議案第37号から議案第59号までの23件については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月24日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第59号までの23件については、3月24日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

なお、それぞれの委員会に提出されました資料につきましては、議員全員に配付されますよう、執行部にお願いをいたします。

あらかじめ時間延長をいたしておきます。

---

#### ◎議案第60号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程61、議案第60号 過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長(田中義久君) それでは、議案第60号 過疎地域自立促進計画の変更について。

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

これは過疎債、起債の前提となる計画でありまして、枠取りといたしまして計画時に該当すべき事業の計上をいたしまして、これが予算を編成するときに精査をして変更する場合がございます。今般は1枚おめくりをいただきますと、昨年9月議会でお認めをいただきました郡上市の過疎地域

自立促進計画がございますが、半年の間の変更ということで大変恐縮に思いますが、よろしくお願いをいたします。

本文等につきましては、基本的に変更はございません。ただいま申し上げたような事業の精査あるいは事業量の変更によるものでございます。

ずっとおめくりをいただきまして、後半の部分に変更の参考資料を添付させていただいております。参考資料によりまして御説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。横長のA4のつづりであります。

これをおめくりいただきますと、今回の変更部分がそれぞれ区分別に掲載をさせていただいております。本文との照合関係がありますので一例を申し上げますが、区分でいきますと、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進と、ここで上から3番目、1、市町村道の中の上から3段目です、ここにつきましては市道沢宮地線舗装の事業であります、L846が851、W4.0がW5.0と、こういう数量の変更につきましては、本文の24ページのところに、上から8番目のところにこのように出ておまして、ここにおいて計画量の事業内容の変更をさせていただいております。

説明資料にお戻りをいただきまして、それ以外のところで同じように書いておるものにつきましては、事業費を精査したことによりまして事業費の変更でありますとか、こういう何メートルというふうなことでないソフトの内容の変更等に属するものですので、御理解のほどお願いをいたします。

そこで、訂正をさせていただきます。今の市道沢宮地線舗装のところでありまして、Wの5.0の変更後のところには下線が必要でございましたが、落ちておりましたので大変申しわけありません、変更部分ということで下線を入れていただきたいと思っております。また、備考欄におきましては幅員の変更ということになりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

また、同じように2ページの上から2番目です。宮地門の脇線改良でございますが、こちらWのほうの変更後の4.0が、下線がこれを落としておりました。まことに申しわけありません、入れていただきたいと思っております。同じように備考欄に幅員変更ということになりますので、よろしくお願いをいたします。

こういうふうにいたしまして、全体で5ページまでが変更の内容を書いておりますが、主だったところは、この掲載したところでございます、その6ページ以下にさらに事業計画におきまして事業費を入れておきますので、事業費ベースでの対比をさせていただきたいと思っております。先ほどの1ページ以降を見ながらの御確認をお願いいたします。

産業の振興におきましては、この22年度から27年度の6年間におきまして、4億2,635万1,000円の概算事業費の見込みでございましたが、これに対しまして先ほどに記載をしておりますように中山間地域の総合整備事業費の508万1,000円の増でありますとか、これ金額、明細を書いておりませんが、あるいは鎌辺明山線におきましては150万円減等々のものがございまして、概算事業

費が4億2,893万2,000円となります。

また、2番の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては、とくに市町村道がございまして、これは1ページ以下見ていただきますと、全部で13路線あるいは2橋梁の変更がございまして、大きなものでいきますと日洞線におきましては2,000万円の増額となっております。仲井野線700万円の減、あるいは宮地門の脇線490万円の増、あるいは宮下橋におきましては3,500万円の増、こうした内容が先ほどの1ページ、2ページ、3ページのところにありますものの内容でございまして、こうしたものをトータルといたしまして、2番目の区分の小計でございまして、17億938万6,000円が17億2,998万6,000円となるところでございまして。

また、区分3、生活環境の整備につきましては、例えば4ページをごらんいただきますと、下水道処理施設の項目がございまして、特定地域生活排水処理、合併浄化槽の設置が、明宝・和良55基というものが30基に数量の変更がございまして、こうしたものを含めまして、この項におきましては、そのほかの主だったものでは下水道施設におきましては宮下橋の添架等が追加で入ってきております。また、消防施設におきまして、小型動力ポンプ積載車等々の精査がございまして減額が入っております。この項目の小計は6億4,371万6,000円が6億393万2,000円と、こういう金額に減額をさせていただくものでございまして。

区分の4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の項目でございまして、こちらにつきましては事業内容によりまして事業実施年度の変更等があります。また、これは、当初は買い物支援サービスにつきまして23年度から導入を予定しておりましたが、まず23年度につきましてはゼロ予算の中で実証実験をするということで先送りをさせていただいたことがございまして、350万円の減となっております。トータルでは1,750万円が1,400万円と、こういうことでございまして。

6番、教育の振興の区分のところでございまして、こちらにつきましては、5ページに明細がございまして、小川小学校の校舎改修事業がございまして、これが事業費の確定によりまして46万7,000円の減額であります。また、その一つ下のところが和良地区でスクールバスの整備ということで、大型バスをこれは26年度に新規で追加するものがございまして、合計いたしまして、小計8億3,023万7,000円が8億4,392万6,000円と、こうした概算事業費の見込みになるものでございまして。

最後に、8番、集落の整備の項目ですが、こちらは全部ソフトの事業であります。一部夢ビジョンの策定事業を地域の中で1地区二つとしていたものを精査して一つにする、あるいは里山の活用事業につきまして事業確定によりまして24万9,000円の減等々がございまして、ソフト事業は2,805万円のもの、2,729万1,000円というふうな事業見込みとしたところでございまして、合計では全体で事業の概算見込みが717万3,000円の減となるところでございまして。

こうして事業計画の策定をお認めをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第60号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第61号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程62、議案第61号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第61号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

ただいまの過疎と同じように辺地債の前提となるものでございます。事業精査等、事業の確定等によりまして事業計画の変更等がございますので、よろしく願いをいたします。こちらも参考資料によりまして御説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

郡上市には現在全部で六つの辺地を持っておりますが、今般このうち四つの辺地の変更がございます。最初は参考資料1ページ、おめくりいただいた1ページですが、郡上中部辺地でございます。これは、いわゆる新旧対照表の全体の区分別の合計額が出ておりますので、この明細につきましては5ページをごらんをいただきたいと思っております。先ほどの過疎とは少し様式が違っておりまして、こちらはいわゆる起債の予定額まで記載をしてございまして、下線が両方に入れておりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、郡上中部辺地でございますが、1ページと対比しながらごらんをいただきたいと思っております。主だった変更でありますけれども、ここでは主に大間見東線道路改良事業において、道路工のL680が831になるということでございまして、1,800万円の起債予定額の増となると、事業費の見直しでございます。

それから、那留線の道路改良事業につきましては、道路工L100が137になり、用地補償等々が入

ってきております。こういうことをごさいますて、全体で4,210万円の追加となつてごさいます。

それから、林道につきますては、この林道大間見線道路改良事業ですけど、実はここのL150の下線が要るところでございました。174に24メートル延長するわけですけれども、この様式ではL150のほうにも下線が要るところでしたので、大変申しわけありません、おわびをして訂正をさせていただきます。こちらは金額的には事業費及び事業量の見直しによりまして起債予定額ベースで714万円の減というふうになつてごさいます。

それから、通学バスの、これは事業完了によります実績額でマイナスの120万円でごさいます。飲用水の供給施設、上神路地区の改良事業でございます、こちらは事業計画の見直しによる変更でありまして、起債予定額で3,530万円の減ということでごさいます。

下水道施設につきますては、特に一番下の欄にあります、大和の浄化槽市町村整備事業、この中の浄化槽の設置で20基プラスとなつてごさいます。事業費として2,308万円、起債予定額として360万円の増としております。

全体で、1ページに戻りまして、中部辺地におきましては事業費の合計額が19億4,901万円、これが19億77万8,000円ということになりまして、合計で4,823万2,000円の事業費の減。また、起債予定額といたしましては、辺地事業に移したものもごさいます、1,520万円のプラスと、こういうことになります。

続きますて、郡上北部辺地でごさいます。主だった事業につきますては6ページに記載をしてごさいます、林道で干田野～石徹白線の道路改良800メートルをL796としたことと等がごさいます。これは、事業費の減額となつております。また、飲用水供給施設では、ひるがの、西洞、上野、板橋の統合事業ということで、こちらは10億円の事業が8億円ということとなつてごさいます、起債予定額のベースでいきますと6,000万円の減と、こういうことになつております。統合計画の見直しによる変更でごさいます。下水処理施設につきますては、高鷲で、浄化槽市町村整備事業、農業集落排水事業、この二つが追加となつておりまして、浄化槽の設置10基、宅内ポンプ一式で事業費1,154万円、起債予定額150万円、84万8,000円の20と、こういうふうな増額となつてごさいます。あわせまして、北部辺地につきますては、事業費におきまして22億5,035万6,000円が20億4,348万2,000円、事業費におきまして2億687万4,000円の減額、起債予定額といたしましては12億8,060万円が11億9,280万円で、8,780万円の起債予定額の減の計画となりました。

続きますて、郡上西部辺地でごさいます。7ページに明細がごさいます、主だったものだけ、道路、森下赤小場線の道路改良がごさいます。こちらは道路工のLが1,320が580、また、W5.5が6.5でごさいます。こちらW5.5の変更前のところに下線が必要でしたので、大変申しわけありません、おわびをして訂正させていただきます。事業実績の見込みに伴いまして、事業費、事業量の見直しがありまして、740メートルの減、幅員1.0のこれは増ということで、起債予定額で5,820万

円のプラスと、こういうふうになってございます。杉原中道線道路改良で追加ということで1,500万円の増でございます。これらを合わせましてトータルで郡上西部辺地におきましては3ページにございますように6億819万5,000円が6億7,295万1,000円、事業費で6,475万6,000円の増。また、辺地対策の起債予定額につきましては、6,990万円の増と、こういうことでございます。

最後に7ページ、郡上南部の辺地の変更でございます。これは主だったものとしましては、下水処理施設、特定環境保全公共下水道事業でございますが、事業費の見直しによりまして起債予定額は670万円の増となっております。また、一番下は防火水槽の設置事業で1基が3基というふうにふやしまして、これで360万円、2基分の800万円に対しまして、起債予定額としては360万円の増ということでございます。

また、上から2段目の道路工につきましては、新旧対照表、変更がございませんので下線は要らないということになりますが、中身の変更でございますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、この南部辺地の合計額を4ページで、見ていただきますと事業費につきましては、23億7,094万4,000円が24億2,666万9,000円ということで5,572万5,000円の事業費の増でございます。辺地の起債予定額につきましては3,320万円の増となるということで、4辺地トータルいたしまして、全体で1億3,462万5,000円の事業費の減となっておりますし、起債は辺地に移したものがありませんので、3,050万円の増となります。

以上のような変更でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 一つ質問しておきます。

この事業費なんですけども、それぞれ細かい変更の概要があつて出とるんですが、辺地のほうは数字がわかるようになってます、事業費が。けども、過疎のほうはそういうやつが出とりませんでした、これは何かまた別に出る予定があるのか、そういうものは出す予定はないのか、ちょっと前のことを聞いて申しわけないですが、これが余りちゃんと出とるものでわかりまして。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） これは様式の違いといいますか、作成する資料の形の違いということですので、我々としましてはすべての事業を、概算事業費ということになる場合もありますけれども、それぞれ詰めて持っております。全体の全部の個表ももちろん積み上げてつくっておりますからありますので、中身的には全部とも同じようにデータは持っておるところでございます。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 詳しいことを調べることもありませんのであれですが、見ようと思えば見せてもらえるということですね。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 関連資料としてきょうも持って来ておりますけれども、個表全部ございますので必要なところにつきましては御説明申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第61号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第62号から議案第66号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程63、議案第62号 財産の無償譲渡について（牧集会所）から日程67、議案第66号 財産の無償譲渡について（中西区民センター敷地）までの5件を一括議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第66号までの5件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に要旨についての説明をお願いいたします。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案第62号につきまして御説明をします。

なお、この62号から65号までは、さきに上程させていただきました議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、でもって普通財産としてお認めいただいた後に当該自治会に無償でもって払い下げをさせていただきたいという案件でございますので、よろしくお願いをいたします。

財産の無償譲渡について（牧集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議

会の議決を求める。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物でございます。所在、郡上市大和町牧787番地1、構造は木造平屋建て、床面積216.13平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市大和町牧812番地10、牧自治会、自治会長 尾藤知。

3、譲渡の理由ですが、施設の有効活用及び自治会組織の活性化を図るためでございます。

それで、青紙をはねていただきますと、この集会所の概要について、管理台帳のところで記載しておるものを添付してございます。まず、牧自治会ですが、戸数が90戸、地縁団体はまだ設立はしておられません。

施設の設備ですが、会議室、調理室、トイレという内容でございます。

建設が平成11年度に行いまして、耐用年数24年ということできてございます。

敷地面積が500平方メートル、敷地の所有につきましては、市有地でございますが、地元の提供ということで、括弧書きで自治会にしてございます。

当時の取得等の状況ですが、取得価格3,514万3,000円、事業としましては、地方債、辺地債でございますが、適用させていただき、建設をしたということでございます。位置図、写真を入れてございますので、お願いをいたします。

次に、議案第63号でございます。財産の無償譲渡について（下古道地区多目的集会所）でございます。

内容のところに入らせていただきますが、1、譲渡する財産、建物、所在、郡上市大和町古道248番地4、構造が木造平屋建て、床面積102平方メートル。

2、譲渡の相手方が、郡上市大和町古道235番地、下古道自治会、自治会長 松永徹。

3、譲渡の理由ですが、施設の効率活用及び自治会組織の活性化を図るためでございます。

青紙をはねていただきますと、この下古道自治会、戸数41戸でございますが、地縁団体はまだ立ち上げておられません。施設の設備、会議室、調理室、トイレを備えてございます。建設年度が昭和58年、耐用年数が24年ということでございますが、敷地面積419.4平方メートル、市有地、恐れ入りますが、これは（自治会）が漏れておりまして、こちらのほうも自治会の提供により、名義が市有地というものでございます。

取得の状況ですが、1,140万円、当時、第三期山振事業でもって国県の補助をいただき建設をしたという経緯のものでございます。

続きまして、議案第64号 財産の無償譲渡について（美並根村集会所）でございます。

1、譲渡する財産、建物でございますが、所在、郡上市美並町上田1,730番地10。構造が木造平屋建て、床面積が145.8平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市美並町上田1,699番地、根村自治会、自治会長 小椋晴夫。



3、譲渡の理由につきましては、施設の効率活用及び自治会組織の活性化を図るためということでございます。

こちら青紙をはねていただきますと、根村自治会、戸数は71戸で、地縁団体はまだ立ち上げておられません。施設の設備につきましては、会議室、給湯室、トイレということで、建設は昭和57年に行いまして、耐用年数26年と、敷地の面積は410平方メートルでございます。敷地の所有、こちら恐れ入りますが、（自治会）が漏れてございまして、自治会の提供による名義が市有地ということでございます。当時の取得価格が1,248万5,000円と。農用地利用増進特別対策事業でもって、県の補助金を充当し、建設させていただいたということでございます。

位置図、写真を入れてございますので、お願いいたします。

それから、次が議案第65号でございます。財産の無償譲渡について（美並深戸転作技術研修センター）。

1、譲渡する財産、建物、所在ですが、郡上市美並町三戸332番地。構造が木造平屋建て、床面積が136.64平方メートル。

2、譲渡の相手方でございますが、美並町三戸459番地1、深戸自治会、自治会長 高橋廣喜。

3、譲渡の理由ですが、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためということでございます。

青紙をはねていただきまして、深戸自治会は戸数63戸で、地縁団体は設立をしておられます。施設の設備は会議室、給湯室、トイレと。それから建設年度につきましては、昭和58年、耐用年数は26年ということでございまして、敷地面積572平方メートル、市有地、こちら恐れ入りますが、（自治会）が漏れてございまして、自治会が提供され、名義が市有地という内容のものでございます。取得価格が1,087万円、当時の転作促進特別対策事業でもって県の補助金をいただき、建設させていただいたということでございます。

位置図、写真を入れてございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、議案第66号でございます。財産の無償譲渡について（中西区民センター敷地）としてでございます。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求め。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産、種別、所在地、地籍、地目ということで入れてございまして、土地でございまして、6筆ございます。郡上市白鳥町中西584番地3、6.61平方メートル、宅地。同じく白鳥町中西584番地9、19.83平方メートル、宅地。同じく白鳥町中西584番地10、3.30平方メートル、宅地。同じく郡上市白鳥町中西584番地12、12.78平方メートル、宅地。それから同じく郡上市白鳥町中西584番地21、547.00平方メートル、宅地。同じく郡上市白鳥町中西591番地2、158平方メートル、宅地と。合わせて747.52平方メートルでございます。

す。

2、譲渡の相手方ですが、郡上市白鳥町中西584番地21、中西自治会、自治会長 長沼昌彦でございます。

3、譲渡の理由ですが、地縁団体認可に伴い、市名義となっている中西自治会所有の土地を当該自治会に移すためということで、青紙はねていただきますと、この位置図、それから字絵図、字絵図の中に一部市名義になっていない土地が含まれてございますけれども、実質は覚書等で地元の所有ということで、名義が移り次第、これも市にということで、当時は想定をされていたものですが、いまだまだ登記上の都合で、584番地2だけは、そういう状態ではございませんが、それ以外の土地につきまして、譲渡理由に上げておりますように、このほど認可地縁団体を設立されたということで、無償譲渡でもって払い下げをさせていただきたいという内容のものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。

ただいま説明がありました議案第62号から議案第66号までの5件については、議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第66号までの5件は、議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま所管の総務常任委員会に付託いたしました議案第62号から議案第66号までの5件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月24日午後5時までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第66号までの5件については、3月24日午後5時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定をいたしました。

---

### ◎報告第2号（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程68、報告第2号 郡上市国民保護計画の変更についてを議題といたします。

報告を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 報告第2号でございます。郡上市国民保護計画の変更について。

郡上市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により報告する。平成23年3月4日提出、郡

上市長 日置敏明としてございます。

この国民保護計画でございますけれども、ここに書いてあります武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法ということで、別名呼ばれておりますが、これが16年6月に成立し、その9月に施行されて今に至っております。

このものとはいいますと、万が一なんです、日本が武力攻撃を受けた場合、あるいは大規模テロといった折に、国民の生命、身体、財産を保護するという目的でつくられておりました、国あるいは地方公共団体のそうした折の責務とか避難でありますとか、救援等の措置について定められておるといってございます。

これに基づきまして、市におきましても、19年の2月に郡上市の国民保護計画を策定しまして、その3月の定例会においてお認めをいただいて、今に来ておるといってございます。

この計画の変更につきましては、その今の国民保護法の中で変更した折には、議会に報告することという定めが盛り込まれておりました、今般、報告させていただくということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

青紙をはねていただきますと、どういう変更をしたかということでございますが、改正理由のところ、一番右端ですが、新旧対照表としまして、つくってございます。改正理由で、国の「国民の保護に関する基本指針」の変更により、国民保護法第35条3項に基づき追加するという改正理由を上げてございますが、何かといいますと、国の基本指針がこのほど改正になりまして、武力攻撃事態への対処ということについて、より機能を高めるために、武力攻撃事態等が起きた場合に、合同対策協議会を立ち上げるという位置づけになっております。このことに基づいて、県の国民保護計画も変更がなされたということから、郡上市もその整合性を図らなければならないということで、今回計画の修正変更をさせていただくというものでございます。

その項目が、新旧で書いてございますように、第3編の武力攻撃事態等への対処、それから第3章の関係機関相互の連携ということで、従前ですと、1項、2項の2つの項目しかなかったわけなんですけれども、今回新たに(3)としまして、武力攻撃事態等合同対策協議会への参加という項目を加えることになりました。

市は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるということで、冒頭言いましたように、そうした万が一のそういった折への備えとしまして、より効率的な対策がとれるようにということから、協議会の設立が、国の基本指針に決まってきましたので、あわせて県の保護計画、それから市町村の保護計画をこの機会に見直しをするということで、このことは、郡上市はもとより、県下的にあるいは全国的に、このほど見直しがなされる手続でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、裏面を見ていただきますと、もう1カ所改正がなされて、変更がなされてございます。それは、安否情報の収集提供という区分でございます。これまで、県に対する報告の方法につきまして、読み上げますが、下線の部分でございますけれども、市長は、知事に対し、適時に、安否情報を報告しなければならないという報告義務と、その下に、なお、報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面を電子メールで県に送付するという手続を定めてございましたが、今般見直しがなされたのは、新のほうでございますが、市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容、ここまでは変わらないわけなんです、安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面を電子メールで県に送付するというので、このほどこの情報システムが完備といいますか、運用できるようになってきたということから、このシステムを基本的には活用し、それがかなわない場合は、電子メールでもって、従前のおり報告するという位置づけに変わりました。これも、県の国民保護計画との調整を図るために、市の計画を一部手直しさせていただくという内容のものでございます。

それで、参考までに、その後ろに、保護計画の変更箇所抜粋ということで出てございますが、郡上市の保護計画の1枚めくっていただきましたところに、第3章、関係機関相互の連携としまして、(1)、(2)、(3)ですが、(3)に今の協議会への参加のところの項目を新たに加えさせていただくということでございますし、もう一つは、もう1枚はねていただきますと、第6章、安否情報の収集・提供という項目がございます。この一番下に2としまして、県に対する報告という欄がございます。このところに、先ほど申し上げましたように、安否情報システムを利用して報告すると、それが利用できない場合は電子メールで報告するというので、報告の手段の変更の項目を、こういう形で変更をさせていただきたいと。変更するというので、今回県との協議を終えまして、変更いたしましたので、ここに御報告させていただくという内容のものでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） この報告について、質疑ありますか。

4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 報告ですので、質疑ではありませんが、これは瞬時の警報システムもこれは組み込まれておって、例えばミサイルが発射されたという場合には、ミサイル情報というか、当地域にミサイル着弾の可能性があります。屋内に避難し、テレビ、ラジオをつけてください。こんなやつは例であります、こんなことはあっていけませんし、ないようにせないかと、私は思っています。とって、そういった危険に対して、国民がどうすべきかということは、大いに考えないかん問題だと思っております、何よりも、これは政府がそれに対する毅然とした態度をとって、本当に国際間の平和を実現する努力をせないかと。

しかし、実際には日本の政府は、ずっとですが、そういった点での努力が非常に弱いというのを私は思っています。そして、こうした問題が起きると、国民に、おまえたち、ちゃんと逃げろというような言い方でするのは、これは非常にけしからんと私は思いますので、そういった点での排除といますか、配慮といますか、国に対しても、やっぱり言うべきことは言って、こういう国民の安全、市民の安全のために、何が必要かということをしっかり考えていく必要があると思います。

そういった点では、ただ報告があったから、はい、しゃあないわなというだけではいかんと思いましたが、一言発言をさせていただきました。

○議長（池田喜八郎君） 質疑でないで、発言ということで、それでは以上で報告第2号を終わります。

---

### ◎報告第3号（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程69、報告第3号 平成23年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画についてを議題といたします。

報告を求めます。

井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、報告をさせていただきます。報告第3号 平成23年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成23年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画について報告があったので、次のとおり報告する。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきたいと思います。1ページをごらんいただきたいと思います。平成23年度郡上市土地開発公社予算及び事業計画、第1条、平成23年度郡上市土地開発公社の予算は、次に定めるところとする。

2条、業務の予定量は次のとおりとする。業務は、なし。これにつきましては、22年度末までに保有しておりました大和改良用の土地でございますが、これが22年度中にすべて国交省のほうへ売却するというので、23年度の売却予定はないということで、業務なしということでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。1款の事業収益はございません。第2款事業外収益の受取利息が5,000円、支出で2款の販売費及び一般管理費で5,000円。

資本的収入及び支出で、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入及び支出はなし。

1枚めくっていただきまして、2ページにつきましてはただいまと同様でございますので、省略させていただきます。3ページの平成23年度郡上市土地開発公社資金計画でございます。平成23年度郡上市土地開発公社の資金計画は、次のとおりとする。本年度予算額のところを読み上げます。

受入資金として75万4,000円、内訳が事業外収益5,000円、前年度繰越金が74万9,000円。支払資金5,000円、販売費及び一般管理費5,000円でございます。差し引き74万9,000円。

それから、4ページ、5ページでございますが、公社の予定損益計算書と、5ページで予定貸借対照表でございます。

まず、予定損益計算書でございますが、1番の事業収益で、公有地取得事業収益4,565万3,000円。3番の附帯等事業収益1万9,000円、合わせまして4,567万2,000円。事業原価でございますが、公有地取得事業原価4,565万3,000円で、計も事業原価が4,565万3,000円でございます。事業総利益が1万9,000円、事業利益1万9,000円。事業外収益で受取利息として1万2,000円。経常利益3万1,000円。当期純利益3万1,000円、当期利益3万1,000円。

続きまして、5ページの予定貸借対照表でございますが、資産の部で、流動資産、現金及び預金で74万9,000円、流動資産合計が74万9,000円。

固定資産で、投資その他の資産合計で500万円、固定資産合計が500万円、資産合計で574万9,000円。

それから、負債の部ですが、負債はございません。資本の部、基本金で、基本財産500万円、基本金合計500万円、準備金で、前期繰越準備金が71万8,000円、当期損益3万1,000円で、準備金合計が74万9,000円、資本合計574万9,000円、負債資本合計、同じく574万9,000円。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、以上で報告第3号を終わってよろしいか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、報告第3号を終わります。

---

#### ◎報告第4号（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程70、報告第4号 専決処分の報告について。和解及び損害賠償額の決定を議題といたします。

報告を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、報告第4号につきまして、御報告いたします。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成23年3月4日提出、郡上市長 日置敏明。

表紙をはねていただきますと、専決第7号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成23年2月4日付でございます。

一つ、損害賠償による和解の内容、平成22年7月22日午後3時ごろ、郡上市八幡町初音1,677番地2、市営初音住宅において、入居者が玄関ドアをあげ外に出たところ、ひさし部分の石こうボードがはがれ落ち当該者の左首筋に当たり、打撲傷を負った。市は示談により損害を賠償する。

2の賠償の相手方につきましては、ここに記載をさせていただいたとおりでございます。賠償額は1万3,740円でございます。

次が、専決第8号でございます。提案のところは一緒でございます、23年2月23日付の処分としてでございます。

一つ、損害賠償による和解の内容でございますが、平成23年1月27日午後5時ごろ、郡上市美並町大原地内において、スクールバスが転回するためにバックしたところ、左後部が相手方所有の車庫に衝突した。市は示談により損害を賠償する。相手方につきましては、ここに記載をさせていただいてございます。賠償の額ですが、1万500円でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 特段御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、以上で、報告第4号を終わります。

---

#### ◎議選任第1号及び議選任第2号について（議案朗読、採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程第71、議選任第1号 郡上市北農業委員会委員の推薦について及び日程第72、議選任第2号 郡上市南農業委員会委員の推薦についての2件を一括議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議選任第1号、議選任第2号の2件を一括議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君） 議選任第1号 郡上市北農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による議会推薦の農業委員会委員に次の者を推薦する。平成23年3月4日提出、提出者、郡上市議会議員 山下明、賛成者、郡上市議会議員 美谷添生、同じく田中康久。郡上市議会議長 池田喜八郎様。

記. 住所、氏名、生年月日の順に朗読いたします。

郡上市大和町剣1,424番地、河合敬、昭和16年4月11日。郡上市白鳥町白鳥969番地、寺田澄男、

昭和12年2月15日。郡上市高鷲町大鷲221番地1、日置光政、昭和21年4月19日。

続きまして、議選任第2号 郡上市南農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による議会推薦の農業委員会委員に次の者を推薦する。平成23年3月4日提出、提出者、郡上市議会議員 武藤忠樹、賛成者、郡上市議会議員 古川文雄、同じく山田忠平、同じく鷲見馨。郡上市議会議長 池田喜八郎様。

記. 住所、氏名、生年月日の順に朗読いたします。

郡上市八幡町市島494番地1、坪井孝信、昭和17年1月30日。郡上市美並町白山1625番地2、古田紘明、昭和20年1月20日。郡上市明宝畑佐545番地、岩田英男、昭和22年3月10日。郡上市和良町三庫1609番地、岩出明喜、昭和26年6月1日。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） ただいま朗読のありました郡上市北農業委員会3名、郡上市南農業委員会4名について、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により議会推薦の農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の郡上市北農業委員会委員、郡上市南農業委員会委員は、原案のとおり推薦をすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議報告第1号について

○議長（池田喜八郎君） 日程73、議報告第1号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえます。

---

#### ◎議報告第2号について

○議長（池田喜八郎君） 日程74、議報告第2号 諸般の報告について。

定期監査の結果、監査委員より別紙写しのおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえます。

2月24日までに受理しました請願、要望はお手元に配付いたしました。請願要望文書表のおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしましたので、報告をいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

長時間にわたり、慎重に御審議をいただきありがとうございました。



本日は、これにて散会をいたします。どうもありがとうございました。

(午後 5時40分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池田喜八郎

郡上市議会議員 清水正照

郡上市議会議員 上田謙市

# 案 付 託 表

平成23年第2回郡上市議会定例会（3月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総 務 委 員 会 任 務 委 員	第 6 号	郡上市名誉市民条例の制定について
	第 7 号	郡上市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
	第 8 号	郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
	第 9 号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 10号	郡上市景観条例の全部を改正する条例について
	第 11号	郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
	第 12号	郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 13号	郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	第 14号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	第 15号	郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
	第 16号	郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 17号	郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 18号	郡上八幡楽藝館（旧林療院）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 19号	郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 20号	郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について
	第 43号	平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
	第 44号	平成23年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
	第 47号	平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
	第 49号	平成23年度郡上市大和財産区特別会計予算について
	第 50号	平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
第 51号	平成23年度郡上市牛道財産区特別会計予算について	

委員会	議案番号	件名
総務 常任 委員会	第 5 2 号	平成23年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
	第 5 3 号	平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
	第 5 4 号	平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
	第 5 5 号	平成23年度郡上市下川財産区特別会計予算について
	第 5 6 号	平成23年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
	第 5 7 号	平成23年度郡上市和良財産区特別会計予算について
	第 6 2 号	財産の無償譲渡について（牧集会所）
	第 6 3 号	財産の無償譲渡について（下古道地区多目的集会所）
	第 6 4 号	財産の無償譲渡について（美並根村集会所）
	第 6 5 号	財産の無償譲渡について（美並深戸転作技術研修センター）
	第 6 6 号	財産の無償譲渡について（中西区民センター敷地）
産業建設 常任 委員会	第 1 0 号	郡上市景観条例の全部を改正する条例について
	第 3 9 号	平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
	第 4 0 号	平成23年度郡上市下水道事業特別会計予算について
	第 4 5 号	平成23年度郡上市宅地開発特別会計予算について
	第 5 8 号	平成23年度郡上市水道事業会計予算について
文教民生 常任 委員会	第 1 1 号	郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
	第 1 2 号	郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて
	第 1 3 号	郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	第 1 4 号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	第 1 5 号	郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
	第 1 6 号	郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

委員会	議案番号	件名
文教民生 常任 委員会	第 17 号	郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 18 号	郡上八幡楽藝館（旧林療院）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 19 号	郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 20 号	郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について
	第 38 号	平成23年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
	第 41 号	平成23年度郡上市介護保険特別会計予算について
	第 42 号	平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
	第 46 号	平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
	第 48 号	平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
	第 59 号	平成23年度郡上市病院事業等会計予算について
予算 特別 委員会	第 37 号	平成23年度郡上市一般会計予算について

請願・要望 文書表

平成23年第2回郡上市議会定例会（3月定例）

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名 及 び 要 旨	請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
請願 1	平成23年 2月24日	件名：国民健康保険 税の引き上げに反対 する請願書  要旨：別紙写しのとおり	郡上市八幡町大手町813 新日本婦人の会郡上支部 川上芳子	野田 龍雄	文教民生 常任委員会
要望 1	平成22年 12月13日	件名：市議会議員選 挙区に関する要望書  要旨：別紙写しのとおり	郡上市八幡町島谷228 郡上シニアクラブ連合 会長 可児恒男	_____	総 務 常任委員会